

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成24年11月15日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

11月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
質疑（森西正委員、本保加津枝委員）	
認定第6号の審査	33
質疑（嶋野浩一郎委員、弘豊委員、森西正委員）	
認定第3号の審査	38
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（弘豊委員、嶋野浩一郎委員、山崎雅数委員、森西正委員）	
認定第8号の審査	60
質疑（弘豊委員、山崎雅数委員、嶋野浩一郎委員）	
認定第7号の審査	65
質疑（山崎雅数委員、弘豊委員、嶋野浩一郎委員、森西正委員）	
採決	74
閉会の宣告	74

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年11月15日(木) 午前10時 開会
午後5時39分 閉会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長 森内一歳 副委員長 本保加津枝 委員 弘 豊
委員 山崎雅数 委員 森西 正 委員 嶋野浩一郎

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
生活環境部長 杉本正彦 同部次長 井口久和
同部参事兼産業振興課長 鈴木康之 同部参事兼環境業務課長 野村眞二
同部参事兼環境政策課長 土井正治 自治振興課長 門川好博
市民活動支援課長兼コミュニティプラザ館長 橋本英樹
市民課長 船寺順治 環境センター長 早川 茂 農業委員会事務局長 林 彰彦
産業振興課商工労政係長 末永美由紀
保健福祉部長 福永富美子 同部次長兼国保年金課長 堤 守
保健福祉課長 前野さゆみ 生活支援課長 東澗順二 高齢介護課長 石原幸一郎
高齢介護課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子 障害福祉課長 吉田量治

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局書記 寺前和恵

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成23年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第6号 平成23年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算
認定の件
認定第3号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第8号 平成23年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第7号 平成23年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○森内一歳委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は、弘委員を指名いたします。

先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

質問を続けます。

森西委員。

○森西正委員 先日に引き続いて、2回目からということになりますけれども、よろしく願いいたします。

事務報告書の88ページ、所管別市民の声処理状況についてです。ご答弁いただきました中でですね、処理結果の中で、満たした、近く満たせる、満たせない等ありますけれどもね、ここで、満たせないということの部分はですね、これは自治振興課が判断をして満たせないという書かれ方をしているのか、ほかの部・課に振って、その答えが満たせないという形で書かれているのかですね、その点お聞きしたいと思います。

満たしたというのであれば、市民からしますと、満足されているわけですからいいと思うんですけども、この満たせないということで書かれている部分ですね、市民からしますと満足をされていないわけですから、その点、どういう処理をされているのかお聞きしたいと思います。

防犯灯事業ですけども、平成25年度に向けてということでもありますけれども、そうしますと、今まで決算の中でも光熱費が1,822万1,984円ですかね、ということでもありますけれども、LEDにしたら、その光熱費はどうなるのか。リースという、質問でも以前からお答えをいただいていますけれども、そのような考えですね、リースのときにはどうなるのか。LEDにかえた場合には、

管理運営はどうするのか、若しくは電球が切れたときに、どうしていくのかですね、その点、現段階で考えられる部分をお答えいただけたらと思います。

地区振興委員事業に関係して、自治会ということですがけれども、新たな開発をされることに関しては、その加入促進をされているということでもあります。自治会加入は、任意加入というのは、もう当然それは皆さんもご存じだと思いますけれども、新たな開発ということじゃなくて、既に開発をされていて、自治会に入られてない方に対してどうしていくのか、市の対応は、今までどうされてたのかですね、また、今後どうしてこうと考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

続いて、コミュニティプラザ管理運営事業ですけども、利用される方がふえておることでもありますけれども、その稼働率を見て、今、安威川以南のコミュニティ施設という話が出ておりますけれども、安威川以南のコミュニティ施設をつくったときに、そちらが利用が少なければ、そちらが支障が来してくるということにもなると思いますので、担当から見ると、なかなか難しいと思いますけれども、どう考えるのかですね、今の稼働率から見ると、どう考えるのかお答えをいただけたらと思います。

市民活動支援事業ですけども、この点に関しては、今後活発になるように要望にしたいと思います。どうぞ活発に市民が活動されるように、よろしくお願いしたいと思います。

住基事務事業に関しても、答弁は結構です。よくわかりました。

印鑑登録事務事業に関しましても、今後も経費削減に努められて、この事業だけでなく、ほかの事業も含めて、経費削

減に努めていただきたいと思います。

社会福祉協議会補助事業ですけれども、これは毎年度精算で定額補助になっていないということですが、定額補助になっていないところですね、シルバー人材センター等は、これ定額補助になっていると思うんですが、保健センターは委託ですね。この点の定額補助と、定額補助になっていない施設と、委託をしている委託金として出されている施設ですね、その点はどのように分けておられるのか、何か違いをつくっておられるのか、これは部長で答えただけだと思います。

地域福祉活動支援センター事業ですけれども、この点に関しても節約をされたということですから、今後も経費削減に努めていただいて、よろしく願っています。

老人入所施設措置事業ですが、これもよくわかりましたので、もう答弁は結構です。

市立せつ桜苑運営事業ですけれども、今年度が実施設計、来年度が譲渡先を見つけていくということですが、譲渡方法をですね、どのように考えているのかですね、プロポーザルとか入札とか、いろいろな形があると思うんですが、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

ひとり暮らし高齢者安全対策事業ですけれども、この点は、民生委員の方に協力を得て、情報をいただくということですが、これ民生委員の方が全ての方に、ひとり暮らしの高齢者の方に、現状としては声をかけられている状態なのか、そうでないのか、今、緊急通報装置ですね、前日も質問でありましたけれども、この緊急通報装置の点検ですね、実際に作動するのかどうかという点

検というのは、されておるのかどうかですね。

そして、今、ひとり暮らしの名簿を、各自治会に市から提供をされておられます。この点のひとり暮らしの名簿というのは、本人の同意を得た方の名簿ということになっておりますけれども、自治会によってばらつきがありますけれども、市から提供をされるひとり暮らしの名簿よりも、自治会の名簿のほうが、ひとり暮らしの把握を、実態に沿った把握をされておるわけですね。市から自治会に提供されるひとり暮らしの名簿が、実際には件数が少ないと。数が少ないということになっているわけですが、その点ですね、実態と違った形で、そういう提供をされるという部分、今後どのように解消していくのか、もし、災害があったときにですね、同意を得て、日常の緊急に対しては、名簿というのは出せないということになっておりますけれども、例えば、災害が起こったときに、そのようなときには、同意を得られてない方の名簿というのは出されるのかですね、地域に出されるのか、自治会に出されるのか、その点をお聞きしたいと思います。

老人クラブ活動事業ですけれども、魅力ある老人クラブというご答弁をいただきましたけれども、そうしたら、今後ですね、平成32年には4,100人というこの老人クラブの加入人数をということで、今よりも多い目標を立てられておられるわけですね。そうしましたら、今、減っている状況で、魅力あるというものを出していくということですが、現実には下がっているわけがあります。この魅力あるものというのを、やっぱり具体的にしていけないといけないと思いますけれども、自治会加入も減ってきていますし、こども会の加入も減っ

てきております。その点ですね、どのように、具体的に考えておられるのか、方策があるのかお聞きしたいと思います。

社会福祉事業団補助事業でありますけれども、生活支援センターの就労に結びついたら委託金がアップして、市の持ち出しというのは低くなるというご答弁でありますけれども、現状としては障害者の就労という意味からしますとね、ダイキンサンライズがございまして、定員が100名ですかね、ということで、全ての障害の方から見ますとですね、全体の人口から見ますと、その定員というのはほんのごくわずかなわけですよ。

今、企業の障害者雇用ということもありますけれども、不景気の中、障害者の雇用拡大ということには、現状ではなかなかと至ってないという状況でありまして、障害者の就労を今後どのように考えていくのか、担当からお聞きしたいと思います。

休日小児急病診療所運営事業でありますけれども、この点は、高槻の夜間休日の診療所ということの答弁でありましたけれども、それはよくはわかっております。医師会との関係もありますけれどもね、私も子どもが日曜日・祝日の夜中に熱が40度近く出たときにですね、そうしたらどこの病院に連れていくんだということで、やっぱり右往左往したことがございます。やはり、親からしますと、日曜日・祝日の昼間でありますと、どこか病院を探して連れていくことは可能だと思っておりますけれども、夜間に子どもが高熱を出したときとか救急のときにですね、連れていくところが、なかなかないというのが現状だと思っておりますけれども、そういうことを考えますと、やはり摂津市でもそういう部分というのはつくっていくべきだと思っておりますけれども、市民

の安心・安全ということを考えますと。その点、どうなのかお考えをお聞きしたいと思います。

乳幼児健康診査事業でありますけれども、4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児ということで、健診を受けられていない比率というのが、だんだん低くなってきている状況でありまして、健診を受けられていない子どもは、そのままなのかですね、健診を受けられてなくて、後にケアをされているのかですね、お聞きをしたいと思います。

斎場管理事業ですけれども、これはよくわかりました。結構です。

葬祭事業ですけれども、市営葬儀から規格葬儀にということに変わりまして、今年度、規格葬儀に変わっておりますけれども、市営葬儀から規格葬儀に変わってですね、変わった中で市民から苦情というものが無いのかですね、その点お聞きしたいと思います。

葬儀会館管理運営事業ですけれども、メモリアルホールの運営というのは、このままで良いのか、今後何らかの対応を考えをしていかなければならないのか、お聞きしたいと思います。

墓地管理事業ですが、よくわかりました、結構です。

ごみ減量対策事業ですけれども、再生資源の集団回収協力金、この点はこども会とか自治会が集団回収して、それに対して協力金を得るというのはよく理解をします。業者に対して金額を出されるということは、かつては古紙や段ボールの金額がかなり低いときがあり、2001年ぐらいですかね、相場でいいますと1キロが1円、2円や、若しくはマイナスというときがあったと思っておりますけれども、今で1キロが5円から7円、8円、多いときには、10円を超えてたりとか

いう金額が出ております。

変動の相場でありますから、実際に業者が廃品回収をするというしんどいときには、そういう部分というのは出されるというのは、こども会とか自治会が困りますから、それは出すのは妥当だろうと思うんですけれども、相場が上がったときに、業者が利益が出るのに、その部分を出していくというのは、いかがなものかなとは思っているんですけれども、その点の見解をお聞きしたいと思えます。

ごみ処理施設維持管理事業ですけれども、ピットの中に、草の中にコンクリートが入ったということでありまして、これからはピットに職員1名を必ず配置して、投入まで監視をされるということでもありますけれども、その点はやはり厳重にこれから監視をしていただきたいと思えますし、ここだけではなくて、ほかにも投入をされるようなところ、市民が来られて、直接、投入されるというところがあるのであれば、その点はやはり十分に監視体制をつくっていただいて、全てのところにビデオカメラをつけていかれるとかいうことも、ぜひとも考えていただきたいと思えますので、これは要望とさせていただきます。

市民農園設置事業でありますけれども、今までさまざまな対策をとられておるとは思えます。答弁からもそういうことは聞いておりますけれども、やはりもっと身近に農を感じていただく、土に触れ合っていたくということをつくっていかねばならないと思うんです。

今、都市部に住んでおられるほとんどの方というのは、自分で田んぼを耕さずに米をつくらずに、畑を耕さずに野菜をつくらないという生活をされております。多くの方が、お金で購入して食べるという形になっておりましてね、もし万が一、

これ話は大きいですがけれども、食料閉鎖とか、そういうことになってくると、皆、米をつくったことがない、野菜をつくったことがない、そういう者ばかりになりますからね、それからどうやってつくるねんということになっても、かなり時間かかるわけですよ。今の家庭事情といえますか、土地事情からいいますと、田んぼを耕したり、野菜をつくったりするのはなかなか難しいですから、身近に少しでも土にさわると、野菜をつくる、そういうことをやっぱり考えていかなければならないと思えます。

特に、若い世代はそういうことを今までしてこなかった世代でありますから、お米もつくったことないし、野菜もつくったことないですし、土も余りさわったことのない世代でありますから、そういう世代の方に、野菜を少しでもつくる、そういうことを考えていくような施策、方策をとるべきだと思えるんですけれども、その点、お考えをお聞きしたいと思えます。

商品券発行事業でありますけれども、効果としては、1.5倍ほどの売り上げといえますか、効果があつたとはお聞きしました。商業者間のコミュニケーションが図れるようになったということでもありますけれども、担当課としては、発行されて、今、流通していますけれども、今後も考えていくのか、その点をお聞きしたいと思えます。

○森内一蔵委員長 答弁を求めます。

門川課長。

○門川自治振興課長 それでは、自治振興課にかかわります3点についてご答弁させていただきます。

1点目は、事務報告書の所管別市民の声処理状況の中で、処理結果の満たせないという件数ですが、これは全課です。

意見等をいただいて、自治振興課で回答するケース、それと他課で回答するケースがございます。他課で回答するケースで満たせてないというのは、場合によっては予算が伴うケースもございますので、次年度でそういったことが満たせてるケースもございます。

自治振興課については、満たせないのが6件です。これにつきましては、法律上、どうしてもできないケース等がございます。これは、私どもの分については把握しております。

2点目は、LEDの関係でございますが、委員、今ご指摘の25年度の件につきましては、予算関係になりますので、こちらは差し控えさせていただきたいと思っております。ただ、電気代につきましては、年間1,800万円ほど使っておりますが、LEDにすることによって、約40%の電気代の削減になろうかと思っております。

あと、維持管理につきましても、LEDは10年から15年、メンテナンス等要らないように、メーカー等から聞いてるわけなんですけれども、そうしますと、今、自治会で維持管理していただいております維持管理費というのは、当然やっぱり考えていかないといけないというのは、原課としては思っております。

3点目は、自治会加入に対して、一度入られて、やめられた方ですが、これにつきましては、いろんな理由があるかと思っております。これはあくまでも、今おっしゃっていただいた任意加入ということもありますので、自治会長等から私どもに相談があれば、こういったケースはこうしたらどうですかとかいう助言等はさせていただきますけれども、あくまでも加入というのは、自治会長がご苦労いただいて、できる限り今までも努力していただいて、

1名の方でも多くという形で、市としてはそこに踏み込むということは基本的にしておりません。

ただ、相談を受けたときに対しては、アドバイスの形をとっています。それと、総会等に、自治会の加入の勧め等をお渡ししています。これは、どちらかというと新規開拓という形になるかと思っております。

○森内一蔵委員長 橋本課長。

○橋本市民活動支援課長 それでは、コミュニティプラザの稼働状況につきましてお答えいたします。

昨年、平成23年12月に、利用者のアンケート調査を実施しております。その利用状況につきまして、年代別、地域別、利用目的等々をアンケート調査しております。結果はホームページ等で公開しております。引き続き、利用者アンケート調査、同じような項目で実施してまいりまして、客観的なデータをもとに、安威川以南構想の中で反映していければと思っております。

あわせて、窓口等でよく聞かれることもあります。音楽練習できる部屋はないのかとか、そういった直接の声というのは、構想の中で我々の意見として言うていく形になろうかと考えております。

○森内一蔵委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 それでは、今後も商品券の発行を考えているのかというご質問にご答弁申し上げます。

平成25年度での商業支援施策につきましては、今回発売しております第四弾の実績を踏まえ、どういう支援策が適正なのか、また商業者の自立と活性を考慮に入れながら、セッピー商品券の発行も一つの選択肢として、財政事情も踏まえ、考えてまいりたいと考えております。

○森内一蔵委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、障害福祉課に関してのご答弁をさせていただきたいと思っております。

障害者の就労に関しましては、摂津市障害者職業能力開発センター、せつつくすのきで1年間の訓練の後、ほとんどの方が就職、一般就労に結びついている実績がございます。また、障害者職業・生活支援センターでは、国の事業で茨木市と摂津市の管内での障害者の方の雇用の相談に乗る事業なんですけれども、摂津市にあるということで、非常に摂津市の方が、利用しやすいと。就職等の支援や、就職後のフォローアップの支援とかもしているということで、それらの運営の補助に関しましては、今後も継続して続けていきたいと思っております。

さらに、福祉サービスで市内にあるふれあいの里の多機能型事業所、ひびきはばたき園で就労移行支援事業、2年間就職に向けての訓練をすることで、就職に結びつけていく福祉サービスでございますが、2年間近くたっておりますので、実際に就職に結びついた方が出てきております。そういう福祉サービスの中からも、就職、一般就労を目指して結びついているという現状がございますので、そういう福祉サービスの関係の就労関係に関しましても、今後支援を続けていけたらなと考えております。

○森内一歳委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 それでは、高齢介護課に関します質問にご答弁申し上げます。2点、私から答弁させていただきます。

まず、桜苑の件ですけれども、まだ具体的な内容は決まっておりますが、現在、多くの社会福祉法人等がございますので、できればプロポーザル方式での公募を行っていきたいと考えております。

2点目の、老人クラブについてでございますけれども、現在も清掃奉仕活動であるとか、教養講座等でいろいろと活動を行っていただいております。それらの取り組みというのをしっかり周知、また充実させていくことと、前回は答弁申し上げましたが、体力測定とか、介護予防等を充実させて、そういう活動による健康づくりを進めていって、地域のつながりといいますか、そういうものを広めていって、会員の増につなげてまいりたいと考えております。

○森内一歳委員長 野村参事。

○野村生活環境部参事 それでは、私から、再生資源の集団回収の協力金についてのご質問にお答えさせていただきます。

委員からもご質問ありましたとおり、集団回収における古紙の相場というんですか、価格というのは、回収に非常に影響を受けやすいものとなっております。ただ、集団回収を行っていくことによって、古紙類等の再資源化がされて、ごみの減量というのが図られていくという点では、我々が目指しています循環型社会の形成に合致しているというもので、この部分については、今後も安定した形での事業展開を図ることが重要と考えておりますので、その中で、業者に交付している協力金につきましては、今後の市場価格、動向等も見ながら判断していきたいと考えています。

○森内一歳委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 保健福祉課に係ります2点の質問にご答弁いたします。

休日小児急病診療所の夜間の開所についてのご質問ですが、日・祝日の夜間の発熱など、委員のご心配されているように、子育て中の方々誰もが経験があり、心配は大きいと認識しております。他の医療圏域におきましても、小児科の夜間、

休・祝日の診療医師の確保はとても難しい状況でございます。現在、広域化で取り組んでいく方向にあります。当圏域におきましても、三島保健医療協議会において、小児救急医療の問題について検討いただいております。

保健福祉課としましては、年間の日程表やホームページ等で小児科の救急電話相談、＃８０００番のご案内等は行っているところでございます。

２点目の、乳幼児健診の未実施者の方への対応ですが、再案内をするとともに、保健所、幼稚園、主任児童委員との連携を図りながら、保健師も訪問するなどをして、全数把握に努めて、必要な方には支援を行っているところでございます。

○森内一蔵委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 それでは、高齢介護課に係りますご質問にお答えいたします。

まず、ひとり暮らし高齢者安全対策事業と関連して、民生委員の訪問活動等についてですが、ひとり暮らし登録をされている方に対しましては、今年度から民生児童委員協議会で、月に１回の対象者への訪問の取り組みを始められたと聞いております。昼間は、就労等でお会いできない方も中にはいらっしゃると思いますが、日ごろから顔見知りにということで、そのような活動を始められたということですが。

次に、緊急通報装置の点検等についてですが、年に１回、電池の入れかえを行っておりますので、そのときに装置の点検も同時にされているということを知っております。

３点目、ひとり暮らし高齢者名簿についてですが、自治会、町会ではそれぞれご意見があります中、平成２２年度のひ

とり暮らし高齢者実態把握事業に基づいて作成した名簿について、提供にご協力いただいております。大変そのことにはありがたいと考えております。

委員のご指摘のように、既に市の名簿以上に十分実態にあった形で、より細かい状況についての名簿をお持ちの自治会もありますが、市の名簿については、自治会未加入の方も入っているといった点と、また、そのような取り組みを、未だされていないといった自治会がおりということも聞いておりますので、そのようなところには、市への名簿の提供について、今後ともご協力いただけるように展開をしてみたいと考えております。

そのような名簿の不整合について、今後どのように解消していくのかということですが、ひとり暮らしの高齢者だけではなく、要援護者の名簿についても、今後、整備を進めていく予定ですので、自治会でお持ちの名簿の実態なんかも含めた形で、充実した名簿の作成ということに取り組んでみたいと考えております。

災害時においては、同意を得られていない方の名簿についても提供するのかということですが、災害時は、命が優先ということで考えておりますので、同意の有無ということではなく、名簿を提供させていただいて、自治会・町会を初め民生・児童委員の方、あるいは地域の方々にご協力をいただきたいと考えております。

○森内一蔵委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 規格葬儀に関しまして、市民の感想でありますとか、声ということですが、お問い合わせ等につきましては、制度開始当初に若干寄せられましたけれども、その全てが制度の内容についてのご質問でございました。苦

情等についてはありませんでした。また、規格葬儀利用者に対するアンケートにつきましても、現時点で10件ほど回収できておりますが、その全てが規格葬儀に対して、おおむね好意的なご意見でございました。

担当課といたしましては、順調なスタートであったとは考えておりますが、まだ始まったばかりでございますので、利用者の声をお聞きしながら、サービスの向上なり、また制度そのものの周知に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、メモリアルホールの今後の考え方ということでございますが、今年度、規格葬儀の実施にあわせまして、メモリアルホールの運営方法や料金等の見直しを行ってまいりました。このことにつきましては、今回で終了することではなく、引き続き、葬祭事情の変化や市内の民間の葬儀会館の現状等も見きわめながら、運営方法等の改善なり工夫を継続してしていかなければならないと担当課では考えております。

○森内一蔵委員長 林局長。

○林農業委員会事務局長 若い世代の農業体験につきまして、農業委員会、教育委員会、それから農協と連携いたしまして、市内の小学校5年生を対象に、学校近くの水田の一部を農家からお借りしまして、手植えによる田植え、それから秋には手での稲刈りをさせていただいております。この中で、農業者の方、それから生徒の交流ですね、収穫したお米を学校に運んでいただきますので、そのときに収穫祭ということで交流も図っております。

それから、鳥飼なすの植えつけについては、小学校3年生を対象に、各小学校、農振の会員がついていただきまして、鳥飼なすの育成にも携わっていただいております。

ります。その結果は、先日開催しました農業祭のところで、体験学習の展示コーナーという形で発表させていただいております。

○森内一蔵委員長 福永部長。

○福永保健福祉部長 定額補助と定額でない補助との差についてでございますが、予算段階におきましては、指定管理で数年にわたって債務負担をお図り願った施設については定額となっておりますが、指定管理になっていない社会福祉協議会につきましては、定額になっていないという状況でございます。

ただ、決算段階におきまして、委員ご指摘のように、社会福祉協議会の補助金のように精算をする場合や、シルバー人材センターのように精算をしない場合というのがございます。この違いの基準につきましては、明確な基準はございませんが、過去の補助金の算出方法、国や府の基準によりますものや、補助金の執行状況を勘案して、現在の状況となっております。

○森内一蔵委員長 以上で終わりですね。

森西委員。

○森西正委員 自治振興課の件ですけれども、市民の声処理状況の処理結果についてですけれども、満たせないという部分、そこが一番の問題だと思うんです。それを、どう市民に納得していただけるかということが大事だと思いますのでね。ケース・バイ・ケースがありますから、一概に、これは良い、悪いということが、なかなかやっぱり出にくいとは思いますが、これからは満たせないという部分ですね、やっぱり満たせなくても、市民に納得をしてもらえということですね、これは努力をしていただきたいと思っておりますし、これは自治振興課だけじゃなくて、もう全ての部、課に関する

ることだと思しますので、全ての職員にもこの点は市民が満足、納得しなくても、説明をしていただいて、丁寧にしていただいて、極力納得していただくように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

防犯灯の件ですけれども、これはこれからのことですから、運営なり、細かいことがこれから出てくると思ひますので、その点はぜひ詰めていただいて、自治連合会とも詰めていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

自治会の件ですけれども、市が踏み込むことはできていないということで、なかなかこれからもその部分に関しては、踏み込んでいくということのご答弁ではないんですけれども、やはり、このままずっとほったらかしといひますか、今の現状でいきますと、いわゆる加入率というのは下がる一方だと思ひます。何らかのやっぱり対応をしないと、市としては協働のまちづくりということで、やはり基本は、これは自治会だと思ひますけれどもね。その点をどうにか考えていかなければならないと思ひますけれども、その点ですね、なかなか答弁は難しいかもわかりませんが、今後どう考えていくのか。加入率をふやすために、どういう対応をとっていくのか、市としてはどう考えていくのかですね、副市長からご答弁いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

コミュニティプラザ管理運営事業ですけれども、これから利用者アンケートもとられて、その中でまた判断をされるということでもありますから、利用者の声をよく聞いていただいて、進めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

社会福祉協議会補助事業に伴っての各補助金ですね、定額補助、定額補助でな

いという部分ですけれども、違いは過去の基準からそうっておるということでもありますから、今後ですね、そういう部分というのは、これからも良いのか悪いのか、今までのやり方というのが良いのか悪いのかというのは、一度精査をいただいて、考えていただいて、なかなか各団体が運営上厳しいというところもやっぱり聞いております。資本がないといひますか、お金がないということも聞いておりますし、反対にたくさん補助金をもらっておるから、たくさんお金をためられないんだという部分も伺っております。何か修繕をしようとか、大規模な改修とか、そういうことを考えていくと不安であると、危惧するという部分の声も聞いておりますので、その点は今後、今のやり方が良いのかどうかというのを考えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

せつつ桜苑の件ですけれども、プロポーザルということでもありますけれども、この点はぜひとも進めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

ひとり暮らし高齢者安全対策事業についてですけれども、民生委員の方が月に1回訪問をされておるということで、緊急通報装置も年に1回、電池の交換と点検もされるということでもあります。ひとり暮らしの名簿は、災害時は提供をされるということでもありますけれども、今どうなんでしょうね、全て申請があつて、例えば今の医療キットもそうですし、乳酸菌の飲料もそうですし、緊急通報装置も、申請があつてからそれに対応するということでもあります。

本人は要らないんだと。人それぞれ考えがあつて、自分は元気だからそういうものは要らないんだとか、第三者から見たら、この人は要るんじゃないかなと思つ

てても、本人は要らないんだというね、そういう考えを持っておられる方が多くおられますのでね、そういう考えを持っておられる方を、やはり何かあったときに困るのは周りの人なわけですよ。いろいろ右往左往しながら、緊急の連絡先がどうであるとか、動かれるのは隣近所の方なわけですから、ぜひとも極力多くの方が入られて、まずは名簿の中に入ってくださいと。名簿に同意をいただくということで、そして、きちっと乳酸菌飲料、緊急通報装置ですね、そういうものを申請いただくという流れを、ぜひともつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

老人クラブの件ですね。これも自治会と一緒にありますから、どういふように今後していくのかという部分があると思います。今の流れでいいますと、やっぱり加入がだんだん、だんだん少なくなってきた、娯楽がたくさんあったりとかですね、ほかに目を向けるものが新たに出てきているのかもわかりませんし、社会が希薄になって、そういう団体の中に入って活動するというのを嫌うという、そういうことにもなっておるのかもわかりませんが、その点ですね、先ほど自治会加入の話もありましたけれども、あわせて副市長からご答弁いただけたらと思います。

社会福祉事業団補助事業ということで、これ就労ですね、先ほども言いましたけれども、障害の方、全体から見ますとね、就労ができておられるというか、雇用をされておられるという方は、やっぱりごくわずかだと思いますので、やはり自立ができるような社会をつくっていかねばならないと思うんですけれども、今お話をいただいて、ご回答をいただいた部分というのは、全体の話じゃなくて、

個々の、全体から見ましたら、ごくわずかな方のお話でありますから、多くの方が就労できて、雇用されて、自立をできるというですね、やはり社会を考えていかなければならないと思いますのでね、その点からいいますと、まだまだだと思いますのでね、ぜひともそういう部分を考えていただきたいと思いますので、これも要望とさせていただきます。

休日小児急病診療所運営事業の件ですけれども、なかなか夜間の医師の確保は難しいということでもあります。これも全国的な、全体の問題でありますから、日本全体の話ですから、なかなか難しいとは思いますが、何とかその点は、難しいのはわかりますけれども、さまざまな機関と協力をしていただいて、医師の確保を図っていただいて、ぜひとも夜間、身近な場所で、日曜日・祝日、休日にですね、小児科診療ができるような体制をつくっていただきますように、要望とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

乳幼児健康診査事業でありますけれども、乳幼児健診の未実施者の把握に努められるということでもありますけれども、問題なのは、こういうところに健診に来られなかったり、把握をできてなかったりというのが、そういう方が、虐待とかさまざまな問題という部分というのが生じておりますのでね、全体で見ますと、本当のごくわずかの方です。でも、ごくわずかの方の子どもが、そういう状態になったりということになっておりますので、ますます努力をしていただいて、一人でもそういう子どもが出てこないように努力していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

葬祭事業と葬儀会館管理運営事業ですけれども、規格葬儀になりまして、まだ

そんなにたっておりませんので、また、調査をされて、これから市民からいろいろな声が出てくるかもわかりませんので、またそれはぜひとも反映をしていただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

ごみ減量対策事業についてですけれども、安定した価格の動向を見ながらということでもありますけれども、この点ですね、利益が出てなくて、本当に苦しいときでありましたら、やっぱりその点は協力金を出しても仕方がないのかなとは思いますが、金額が上がって、大きな黒字が出るという状態のときに出すのはいかがなものかなとは思っています。

相場ですから変動があって、その価格をもし、出す、出さないとか、金額が高い、低いとか合うか合わないかという部分と、そのタイミングが合うか合わないかという部分というのはあると思いますけれども、ぜひともですね、その点は考えていただいて、誰も苦しいときに、事業所が苦しいときに出すなというてまませんので、利益が出て、潤っておるときに、出すことはないだろうという考えでありますから、その点は、今後検討をしていただきたいと思います。

市民農園設置事業ですけれども、小学生にさまざまな農業体験をされておるといふご答弁ですけれども、最初から最後までされているわけじゃないですよ。ある特定の日に、例えば畝をつくったりとか、そういうところしかしてないわけですから。365日、ずっと土に携わるような部分というのを、やっぱり考えていくべきだと思うんです。これから、何かそういう方策が打ち出せるのか、考えられるのかですね、ぜひとも内部で検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

商品券発行事業ですけれども、この部分に関しては、私は評価をしているんです。したがって、今後もぜひとも続けていただきたいと思います。消費の流れといいますか、今までは摂津市の中でというよりも、摂津市から外に出ていくという流れになってた部分を、少しでも摂津市の中で消費をしていただくという形の部分だと思っています。よく購入をされておられる方というのは、比較的、年配の方とか、お仕事をやめられた方とかですね、そういう方が購入されて、利用されているということを目にするんです。ぜひともですね、この点も、若い人が購入されて、摂津市内の中で利用されるという、何かそういう考えとかをぜひとも考えていただきたいと思いますので、要望としますので、よろしくお願ひします。

○森内一蔵委員長 2点にわたって、小野副市長。

○小野副市長 自治会の問題と、老人クラブの問題を挙げられて言われました。

これは、今日までいろいろ議論をされてきたところなんですけれども、基本的に言えば、私の自治会のところでも、自治会の役員が、この前回ってきました。役員になってもらえないと。事業をしても参加してもらえない。自治会の各会員の意見、提言をいただきたいと全自治会を回られました。

私はその中で、ちょっと言っておったんですけれども、一つ言えるのはですね、2010年にNHKスペシャルで無縁社会というのが出ましたが、いわゆる家族のきずなの希薄さ、地域におけるきずなの希薄さ、団塊世代が仕事をやめた後の社会とのつながり、企業とのつながりがなくなった希薄を言われました。

それで、私は、この役員にも言ってお

たんですけれども、やっぱり一つは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の中で、誰が昼間帯、誰がどなたを助けに行くか。どこにその年寄りがおられて、障害のもっている方をどう把握するか。それもプライバシー保護の下で名簿も出さないということで本当にいいんだろうかと。昼間帯、ほとんどお年寄りしかいない中で、いざということが起こったときに、実態がもう全然わからない。したがって、私は一つそういうところの地域の中ではもう家族で、地域のつながりはいいんだと、メリットがないんだということを私もよく聞きます。だから、そういう具体的な話をしておったんですが、昼間帯をどうしますかということを書いておったんですね。全然わからないと、プライバシー保護の問題で。これも一つのキーワードではないかと言っておりました。

いずれにいたしましても、この社会の現状が、現在65歳以上の高齢世帯が1,900万世帯と言われております。それで、2030年には、単身の高齢世帯が日本の世帯の約4割に上るだろうと言われております。これも一つのキーワードでありまして、我がことになったときにどうするかと、地域とのきずながなかったら。こういうことが私は大事だと思っています。

人というのはつながりとか、つながりの中で自分の存在、役割を感じることで、初めて人らしく生きていけるんだと。大切なことは、自分を必要としてくれる人がいること。そして、自分を必要としてくれる場所があること。私はこれがキーワードと、個人的には思っております、自分も年をとってきたときに、必ず地域との関係とか地域の関係なくしては、人は一人で生きていけないという実態があ

るわけですから、その孤立死、無縁社会というものの中に、みんなが、一人一人が、自分が行く道ですから、私はそういうことを行政の中で自治連合会の中で、自分自身のこととして感じて、必ず年をとるんだということを、そのところにやっぱり焦点を当てないと、なかなか東南海・中南海大地震が起きたとき、誰が助け合いをしますか。みんな年寄りになっていく、孤立していく社会の中で地域とのつながりなくしては、どうにもならないということ、私はそういう具体的な中身を訴えかけていく、それを一人一人が考えていただくということしか、現状としては、家族の中でも希薄と言われており、そこに地域が希薄と言われており、団塊世代が企業とのつながりがなくなってきたということの現実を考えたときに、私はちょっと大きな話しをするかわかりませんが、そういうことを真剣に行政が考えて、発信していく、それでいいんでしょうかと。

一人一人の皆さんに、自分の問題であり、みんなの問題ですよということを、今の自分が若いから自治会なんて入らんでもいいんだと、煩わしいんだと、一切したくないという風潮は、私の自治会でも、もう歴然と出てまいりましたが、自治会がもうやっていけない、役員になってもらえないということが、つい最近回ってまいりましたんで、私はちょっと役員にもそういうことを申し上げておったんですが、そういうことを訴えかけていくということが、一番今大事なことはないでしょうかと思います。

とりあえず、東南海・中南海の地域のことについては、そういう方向に流れておりますし、摂津市も、市長と話しておりますら、来年度は、平成25年度の財政の運営の中で書いておったんですが、

もう一度「きずなとつながり」を施策で打たなくてはならないのではないかと。平成25年度市長の方針としては、今、改めてきずな、つながる、つながりということを中心に前面に出した中で、こういう中身を一度議論をして、自治連合会にもお伝えをしていくと。自分のことなんですということの中身も訴えていくということが、遠回りでありますけれども、一番近回りかもしれない。

もう一つは、災害が起こったときの昼間帯がどういう状況になって、誰がどなたを引っ張るのか、どなたを安否確認するのか、これさえもできておらないという現状の中で、こういうことから市が働きかけていく、発信していくということが、一つ大きな形になりはしないか、遠回りでありますけれども、そういうことを私自身が今この中身でこうだということとは言えませんが、そういうことを行政が真剣に人口減少社会、きずなの薄さ、家族の希薄さ、地域の希薄さと、全部連動しているわけですから、そういうことの中で、一つ大きく市としての問題提起をしていくというのも、一つの自治会の形にはなりはしないかと。

あくまでも自治会の支援を行っていくのは市でありますけれども、個別の加入の強制加入ということは、なかなか得ない。この前、森西委員が言われた、総務常任委員会でもあったんですが、やっぱり公務員は全体の奉仕者であるという考え方に立って、この公務員の自治会勧誘問題は解けると私は思いますので、あくまでも一部の奉仕者ではない、全体の奉仕者だということに立って、もう一度、あのときの議論を覚えておりますので、この点につきましても、市長との話の中でまとめないかなということをおっしゃったので、細かいことは言えませ

んが、具体的に自分のものとして考えるという一つの何かのアクションを起こさないと、この問題はなかなか解けないのが現状ではないかということをおっしゃっているところでございます。

答弁になってないかもしれませんが、そういう大きな方向の中での流れをもう少し市としても明確に出していく、問題提起をしていくことも大事な点ではないかと考えております。

○森内一蔵委員長 老人クラブについて、ちょっとお願いします。

○小野副市長 老人クラブの問題につきましてはね、先ほど言いましたように、私どもで言うておりますのは、一番このごろ問題になっているのは、昔は家族のきずながあり、地域のつながりがあり、今一番問題になっているのは、社会で言われているのは、企業との縁が仕事をやめた途端に一切切れてしまうということが大きな問題だとなっております。

これもですね、やっぱりその一つは老人クラブの問題、同じだと思えます。特に、男性。考えてみましても、地域に帰ったら、仕事をしているわけですから、地域のつながり全くない。女性はある。これもいつも言われておることですから、特に老人クラブの問題、女性の問題じゃない、男性のお年寄りの問題は物ものすごく深刻だろうなど。これも大きなキーワードになると思うんですね。自治会活動の中に参加を、もしも若いときにされておいたら入れるけれども、自治会も入っておらないし、企業ともつながってない、終わったら企業も面倒を見てくれない、こういうことになります。よく言われているのは、聞いておるでしょうか、市役所を五、六年前にやめられた方が、ここへ来てもう居場所がない、変わってしまって、どこにもいくところがない。これも

一つ、私どものOBからよく聞きます。

したがって、そこに自治会の問題とか地域のつながりの中に、老人会があると見なければ、単に老人会だけの問題と見たときは、そこに入っていけないわけですから、そういう取り組みが、基本的にはやはり自治会における助け合いの中から入ってきて、その老人会に、特に深刻な、我々がOBから聞きます「副市長、もう居てる場所がないんや、どこ座って良いのか、もう座る場所もない」と、余りにも世代が変わってしまっている、これも縮図だと思いますから、そういう観点を持たなきゃならんではないかと思っ

ているわけでごさいます、明確な答えは持ちあわせておりませんが、そういう形を考える中に、一つのヒントがないかと。無縁社会ということの大きな捉まえ方の中で、これもNHKのつながりのない社会ということで出しました、本も出ました、NHKの取材班の造語と言われていますが、私もつい最近この本を読みました。深刻な、ものすごい深刻だなと思っ

ておりますから、自治会問題を捉まえるのも、私はああいう本を自治会の役員も一遍読んでいただいたら、何かしなければならんというのが出てくるんじゃないかなという気もいたしますし、そういうことを一度まとめて、部長もおりますので、問題提起をしていくというの、遠回りではありますが、何回も言いますが、そういうことを考えなければならない時期に今来ているということは間違いないことでごさいます、私も真剣に受けとめて、一度、部長とも相談をした上で、一歩でも二歩でも進められる何かがあれば、ということしか申し上げられませんが、それぐらいでお許しいただきたいなと思っております。

○森西正委員 副市長からご答弁いただきましたけれども、自治会長はですね、さまざま、自治会長によって温度差があって、抽せんでくじを引かれて、嫌々されている方もおられたり、ずっと長い間さ

れていたたり、自治会長によっていろいろ温度差があると思います。ただ、皆さん、一生懸命頑張っておられて、自治会の加入促進に自治会長も動かされておるのが現状なんですね。その中で、なかなか入っていただけないという形になっておりまして、入られない方の意識をどうやって変えるのかという、そこが一番大事だと思いますので、各自治会長は、その部分を変えよう、変えようと思いつつながら、動きはしているんですけども、自治会に入られていない方の意識がなかなか変化がないもので、今の状況になっておると思いますので、その点は、行政が先ほども言っておりますけれども、任意加入ですから、ただ、自治会には入る方向に、市として何らかの方向づけを、自治会に入っておられない市民の方の考えが、自治会に入るという方向に意識を変えていただくような、何か投げかけな

りを、ぜひともつくっていただきたいと思

いますので、それはこれから考えていかれるということでもありますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思

います。○森内一蔵委員長 次に、本保委員。○本保加津枝委員 各委員から先日に引き続き多くの意見が出されておりますので、数点お尋ねをいたしたいと思

立死防止のための安否確認マニュアルを作成をされておりますけれども、この安否確認のマニュアル作成において、さまざまな観点から、地域でのつながりを強化し、孤立死を防止していくという中身のものとなっておりますけれども、やっぱり中心となるところが、各課連携をされておりますけれども、なかなか縦割りの行政の仕組みの中で、ご苦労されていることかとは思いますが、私どもも委員会で視察に行かせていただきましたが、その中で、やはり社会福祉協議会の重要性というのが非常に1点大きかったことと、また、自治会との連携が非常に重要であるという方向性がはっきりと、質疑をさせていただく中で、これはほぼ委員全員が感じとった現状であったと思います。

また、部長ともその後お話をさせていただいた中でも、現状の摂津市の自治会加入率というのが、非常に低いというものではないとは認識をしておりますけれども、こういった事業をしっかりと前に進めていき、現実性のあるもの、いざというときに本当に役立つものであったという認識を皆さんに共有していただくためには、まだまだ施策面で充実をするためのこ入れをしていかなければいけないと、こういった点がたくさんあるのではないかという、共通認識として持ち帰ったわけでありませう。

その一端といたしまして、水道のメーターの検針時などに安否確認をするということが記されていたと思うんですけれども、そのほかに水道のメーターの検針については、2か月に1回であると思っておりますので、期間が2か月間という長いスパンの中での安否確認のネットワーク体制が、本質的にどうなのかなということに疑問を持っております。

そこで、この水道のほかにですね、民間企業に対しましても、電気あるいはガスという毎月々で、そのほかに改めて地域の連携というのはもうベースにあるわけですけれども、こういったさまざまな、そのほかにもいろんな形で、例えば今、皆さんが高齢化してよく利用されている宅配業者であるとか、民間の運搬会社であるとか、配送関係の企業に連携をとっていくとか、また、マンションも多いですので、孤立死の対象としては、高齢者には限らないと。40歳代、50歳代で身寄りと連携がとれていなくて、孤立死をされたというニュースも報道されているのをご存じだと思いますけれども、そういった方も含めて、しっかりと確認がとれるような、この場合は、賃貸住宅の店舗を管理しておられる賃貸住宅管理事業者等々ですね、不動産関係の方のご協力も必要だと思いますけれども、こういった民間企業に対しての連携・協力をどのように求めていこうとされているのか、お考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

関連しておりますけれども、こういった現状で、コミュニティソーシャルワーク事業において策定された内容について、これは平成23年度決算ですので、それを経ての策定になっていると思っておりますので、その経過報告、現状でわかる範囲で結構ですので、お聞かせをいただきたいと思っております。

鳥飼なす保存委託料のことについてでございます。鳥飼なす保存奨励事業において、先ほども各委員からもご質問があったりもしておりますけれども、鳥飼なすを品評会等で目にしたり購入できたり、食したりすることがあったとは思っておりますけれども、もっと市の特産品として名物化していったら、これをしっかりと前に

打ち出していくということができないのかなと考えております。費用的にも62万2,000円と、農業振興会の方とかでですね、またいろんな方のご協力を得て、現状、保存を続けていただいているということは認識をしておりますけれども、もっと広く市民の皆さんに知ってもらおう努力というものをすべきではないかと考えますので、この点について、どのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思っております。

斎場の関係は、先ほどからも森西委員から、また、皆さんからいろんなご質問がありましたけれども、葬儀会館管理運営事業委託料に関しまして、現状ですね、費用対効果というものは、どのようになっているのか。経営的に施設管理公社に委託をしておりますけれど、厳しい状況の中で、行政としてはいろんな形での料金の改定とか、また市営葬儀を規格葬儀にするとか等々の努力を前向きにしているのは理解はできますけれども、さらに現状、費用対効果に照らしあわせて、どうなのかということをお尋ねしたいと思っておりますので、まず、運営状況について、お聞かせをいただきたいと思っております。

ひとり暮らし高齢者安全対策事業なんですけれども、この緊急通報装置ペダントについて、電話機を当時設置をさせていただいて、平成23年度は222件と、3月末に220件ということで、開始が36件、年度内廃止が38件ということで、事務報告書に記載されておりましたけれども、平成23年度末で220件という、この現状についてお尋ねをしたいと思うんですけれども、申し込みをされて、電話機が当時アナログ、現状デジタル化に移行して、ほとんどのところが済んでいるような状態なんですけれども、

この現状に比して、以前は通常の電話機、通常のデジタル化以前のアナログの状況で設置が可能だったんです。それでその場合、電波障害対策として、ケーブルテレビを導入されている方のところは、つけることができないということが以前ありました。

それは、もうつけられないから仕方がないということで終わっております、以前もお尋ねしたことがあります、機種がなかなか難しいと、開発が難しいものなのだという答えであったと思います。現状、デジタル化進んできていて、この設置について、デジタル化が障害になってつけることができなかったとか、電話機の設置の状況で、緊急通報装置、せっかく申し込んでいただいても、設置することができなかったという現状があったのかなかったのか、この点ですね、平成23年度内、問題はなかったのかということについてお尋ねをしたいと思っております。

プレミアムつきセッピー商品券と地域就労支援事業の就労支援業務委託料の中身についてお尋ねをしたいと思っております。

費用対効果が、どのような形になっているのか、こういった就労支援事業の業務を委託されて、どのような結果であったのかということについて、お尋ねをしたいと思っております。

この商品券の発行につきましても、平成23年度の現状について、どのようにであったのかお聞かせをいただきたいと思っております。

環境業務課ですけれども、給食残渣のご質問が先般、嶋野委員からもありました。お答えは、学校への出前講座等の努力はしておられて、給食残渣を減らせるように努力をされて、ご指導されているということでありましたけれども、この場で給食残渣を減らすということで、出

前講座等指導されているだけでなく、食育指導との連携は行われているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

生活保護費についてお尋ねをしたいと思いますのですが、生活支援課の、ケースワーカーの業務と体制の強化についてお尋ねをしたいと思います。私からは、何度もこういったことについて提案、提言をさせていただいておるわけですが、やはり体制の強化ということについて、まずもってどのようにお考えであるのか、先般もお答えがありましたように、いろんな形で少しずつ緩和されていると思うんですけども、現状についてと効果はどのように上がっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

また、不正受給者に対する調査体制について、どのようにお考えであるのかお聞かせをいただきたいと思います。あと、医療費の使い方ですね、受給者が医療費をどのような形で使っているのか、お聞かせをいただきたいと思います。申請をして、あるいは土・日・祝日で間に合わなかったときは、事後報告ですぐに報告をして、医療券をもらうという形になっているという現状は承知をしておりますけれども、受給者本人の医療費の使い方、これについて担当課としてはどのように認識をされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、レセプトの点検委託料が発生しておりますけれども、レセプトチェック等については、どのように担当課としては対応されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

これは要望にしておきたいと思うんですけど、防犯灯事業の設置工事でございます。平成23年度の整備状況については、先ほどからご説明がありましたので、重ねてお尋ねすることはいたしませ

んけれども、事務報告書に灯数等ありました。また、40%の削減ができるということでしたけれども、LED化対策について、平成25年からというものの、もうそうしていきますよということは、徐々に流れております。皆さんもLED化になるんだなということは、ほぼ承知をさせていただいておるような状況ですけども、やはり移行後、どう対応していくのかということが、来年度のこととはいえ、もう間もなくですので、明確になっていない点、また、25年度からどのように周知をし、あるいは取り組みをしていくのかということは、徐々に広げていっている形で、一気に何かまた広報を使ったりとか、そういった形で、自治会長に実際的な取り組み方をご説明されるんだと思いますけれども、要望として、もう25年度からのLED化に対する取り組みはこうですよと、きちんと明確にして、状況を誰もが把握できるようにしていただきたいなと思います。

現状では、防犯灯が切れているということに気づいても、どこに言いについていいかわからないから、そのまま放置されているのが、結果的にはありますね。球が切れたままという状況ですね。私どもに回ったときに聞いてこられることがありますので、自治会長ですよというお話をさせていただきます。そうしますと、自治会長は、ちょっと自治会活動に関心の薄い方は、だれって感じで、こちらでお調べして、この方ですよということもありますので、やっぱりそういったことについて、今回、また行政できちんと対応していくのであれば、中身について、市民の皆さんがきちんと理解をすることができるように周知を図っていただきたいと、このように思っておりますので、これは要望としておきますので、よ

ろしくお願いいたします。

○森内一歳委員長 答弁を求めます。

船寺課長。

○船寺市民課長 メモリアルホール、葬儀会館の収支の関係はどうであるかというご質問でございますが、平成23年度決算におきまして、歳入の使用料につきましては2,571万3,300円、歳出につきましては、葬儀会館管理運営事業費全体で4,267万2,871円かかっておりますので、単純に差し引きしますと、1,695万9,571円の運営費の超過になります。

担当課といたしましては、今回の規格葬儀の改定とメモリアルホールの使用料の改正によりまして、メモリアルホールでの使用料については、多少上がってくるものと予想しておりますが、まだ確定はしておりませんので、その辺はちょっとわかりません。

もう一点、借りている駐車場につきましては、借り主をお願いして値下げしていただきましたので、その点については少し経費の節減ができたかと考えております。ただ、施設につきましては、建築後13年、14年と経過し、老朽化している部分もありますので、修繕費については、今後かかってくるかと考えております。今後、担当課といたしましては、その施設の修繕等も考えながら、メモリアルホールの運営については考えていきたいと考えております。

○森内一歳委員長 林局長。

○林農業委員会事務局長 鳥飼なすが摂津市の特産品として、多くの市民の方に知っていただくということの第一としまして、イベント等での販売をしております。それ以外につきましては、小学校の給食で、秋に新学期が始まったころに出していただいております。これは何年も

続いておりますので、もうかなり大きくなった子どもたちは、摂津市の特産品は鳥飼なすだということを十分認識していると思います。

それ以外にも市内の福祉施設等にもお渡ししておりますので、そういう形では、実際に食べていただいて、鳥飼なすがどういうものかというのを知っていただいていると思いますので、そういう形で今後も続けてまいりたいと考えております。

○森内一歳委員長 野村参事。

○野村生活環境部参事 それでは、ごみの減量等に係る出前講座など、学校でやっている分について、食育との連携が行われているのかどうかというお問い合わせにお答えさせていただきます。

環境業務課といたしましては、あくまでもごみの減量によって環境に優しいまちづくりというのを目指しておりますので、ごみの減量の方法として、ごみの分別であったり、給食残渣もそうなんですけれど、できるだけ残渣が出ないというのが本来の形ですけれども、やむを得ず出た残渣については、減量を図る目的で堆肥化を行っているというところを、出前講座で学校でも指導させてもらって、要はもったいないという意識を持って、呼びかけていっているところでございます。

食育との連携というところでございますが、我々も出前講座でごみの減量のお話をさせてもらっている中で、学校現場に、今後、食育の方針等をお聞きしまして、協力できるところは、できる限り協力させていただきたいとは考えております。正直今のところ、連携しているのかというと、食育に関しては、ちょっとまだできていないかなと思います。

○森内一歳委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 それでは、2点

のご質問にご答弁申し上げます。

まず、就労支援事業の委託内容や取り組みについてご答弁申し上げます。

平成23年度の委託料の内容につきましては、就労に結びつきやすい資格取得を目指すフォークリフトの運転技能講習、ガイドヘルパー養成、ITパスポート試験対策講座の実施と、新たに6月から実施しました、相談者の状況に応じた個別指導や助言を行う就労相談の委託経費となっております。

その他の新たな取り組みとしまして、職員の兼務とはなりますが、就労支援コーディネーターを1名養成しまして、3名体制の窓口強化を図っております。さらに、窓口横に就労情報検索用パソコンを設置しまして、ハローワーク等の求人情報や、就労支援機関へのサイトへの閲覧が自由にできるように情報コーナーを設けまして、積極的な情報提供に努めております。

2点目、セッピー商品券の平成23年度の実施状況についてご答弁申し上げます。

商品券の発行事業は緊急経済対策として実施しまして、平成23年度は第3弾となりました。第三弾はプレミアムを20%から10%に見直し、また、零細店対策としまして、商店会の抽選会を継続いたしました。1万冊は即日完売することができ、また、商品券事業終了後、取扱店の協力により寄附をいただきました1円の寄附金を、復興支援でつながりのある岩手県釜石市に10万9,662円を送金いたしました。

また、利用実績としましては、第一弾、第二弾に比較しまして、大型店での利用が8ポイントほどふえた状況でございます。

○森内一歳委員長 前野課長。

○前野保健福祉課長 孤立死防止のための安否確認マニュアルについての考え方、また現状についてお答えいたします。

委員のご質問にありましたように、生活に困窮した方や、障害者、高齢者が、地域から孤立した状態で亡くなるという痛ましい事件がふえている中で、全庁一丸となって防止に取り組もうと、平成24年4月に保健福祉部だけでなく、市長公室、総務部、生活環境部、教育総務部、次世代育成部、水道部などで庁内会議を開催して、検討を重ね、平成24年9月に孤立死防止のための安否確認マニュアルを作成いたしました。

保健福祉課が安否確認連絡窓口となって、安否確認事務を行います。市内の各実施部局につきましては、安否確認マニュアルに基づいて安否確認を実施していただくシステムでございます。本年度におきましては、市内の連携や見逃さないように職員が感度を高めると意識の強化を図っていくということで進めております。

今後は、委員ご指摘のように、地域のつながりを図れるような事業も考えていながら、地域の事業者などの協力をお願いしていけるように、研究・検討を進めていきたいと考えております。

現状ですが、9月に策定をいたしまして、これまでに各課から2件の連絡が来ております。そのケースは、なかなか担当課の事業での連絡がとれないということでしたが、対象者の方が高齢者の方でございましたので、高齢介護課、地域包括支援センターと協力して、現状の確認に行きました。その方は、いろいろな電話がかかってくるので、電話線を抜いているという状況の方でございました。このように連携をして動くという形で動いております。

○森内一歳委員長 東澗課長。

○東澗生活支援課長 生活保護に係る3点のご質問にお答えいたします。

まず、実施体制の整備につきましては、嶋野委員のご質問にもご答弁させていただきましたが、ケースワーカーの増員につきまして、引き続き、人事サイドと協議してまいります。また、厚生労働省のセーフティネット補助金を活用して、本市の状況に合った自立支援員の配置も検討してまいります。

また、課内の体制といたしまして、ケースワーカーが担当している被保護者はそれぞれ違いますが、行っている業務の内容は同じでありますので、職場内で業務上の問題点や、各ワーカーが行き詰った状況がありましたら、ケースワーカー同士、また専門職と上司等に気軽に相談できるような環境づくりに努め、生活保護の業務が適正に実施できるように努めております。

次に、不正受給の対応でございますが、今日の厳しい社会情勢の中、社会的な影響が非常に大きいと考えておりますので、厳正な対応を進めております。

具体的な状況では、平成23年度中に把握した件数が23件で、金額にして352万2,595円になります。その内容は、就労収入の未申告が14件、各種年金や保有資産の無申告が8件などがあります。発見の契機につきましては、市民税課のデータから所得確認を行うことがほとんどの状況になっております。これらにつきましては、全額、生活保護法第78条の徴収金にて返還を求めています。また、あわせて対象者に対し、届出義務違反の指導文書を発行し、今後、再発防止の意識づけを行っております。

また、昨年でございますが、極端に悪質な案件につきましては、警察等の連

携も検討しなければならないと考えております。

次に、医療費の件でございますが、被保護者の方に申請していただき、医療券を発行して受診していただくという形でございますが、長期的に受診されている方につきましては、私どもから医療機関に意見書を送って、病状等の確認を行っております。

それとあわせて、レセプト等を確認いたしまして、頻回受診、それと重複受診がないか等について確認を行い、状況に応じてケースワーカーが家庭訪問等に行ったときに、聞き取り調査等をして、指導等を行っております。

昨年度のレセプト点検の結果でございますが、点検につきましては業者委託しておりますが、739件、金額にして622万662円の過誤調整を行いました。

○森内一歳委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 ご質問のありました緊急通報装置の設置状況について、ご答弁申し上げます。

ご質問のありました緊急通報装置につきましては、現在もアナログ電話回線をご利用の方のみ設置可能という状況でございます。デジタル回線の場合、停電の際の対応ができないと聞いておまして、先ほど緊急通報装置の電池の入れかえと、点検のお話をさせていただきましたが、停電時でも対応ができることから、アナログの電話回線ということが必要となつてまいります。

緊急通報装置の利用者数は、今年度、年度内開始が36件のうち、電話をお持ちでないという方につきましては、事務報告書にあります福祉電話の利用者数、年度内開始3名おられますが、このような形で別の制度であります福祉電話の申し込みということをお受けしながら、緊

急通報装置を福祉電話とあわせて設置させていただいたという方がいらっしゃいます。実際には、ご指摘をいただきましたように、デジタル回線ということで、緊急通報装置の設置をお断りせざるを得なかったという方も二、三件あったと聞いております。

○森内一歳委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 コミュニティソーシャルワーク事業ですけれども、お答えをいただきました。本当に各課連携ということで、庁内でこれをしっかりと前へ進めていこうと全庁で頑張っていたという事は、大変評価すべきことだと思いますし、これが何とかきちんとした形で、実働的なもの、実質的な効果の上がるものとしていきたいという思いは、この民生常任委員会の委員の皆さん同じ思いだと思いますけれども、その前に、やはり今、ご答弁にもありましたように、民間事業に対する協力を求めていく体制、どのように連携を図っていったら良いのかということ、やはりしっかりと協議をしていただくことが、現状ではより多くの外部の力も導入をして、より厚みのある施策にしていく、マニュアルにしていくかということの1点において、重要なことだと思いますので、力を入れてお取り組みをいただきたいなと思います。

先ほども申し上げましたように、社会福祉協議会との連携というものも、この安否確認マニュアル自体が、孤立死防止のためでありますけれども、無意識に高齢者に特化した形で、それを中心に連携を図ったり、また広がりを持とうとされているのではないかなと感じるところもあります。だから、高齢者に特化することなく、先ほども申し上げましたように、孤立死をする方というその対象を、もう少し幅を広げて考えていただければ、こ

ういった民間との連携協力ということにも、糸口がつかめていくのではないかなとも思いますし、あと社会福祉協議会の職員についても、採用の際には、ぜひ社会福祉士の資格と、キャリアもあって、対応がきちんと十分にできるような方をさらにふやしていくと。現状でも社会福祉協議会の皆さん、一生懸命頑張っていると思いますし、十分な対応をいただいていると認識をしておりますけれども、さらに充実した体制に持つためにも、社会福祉士の資格をきちんと持っておられる方の、採用人数の枠をふやしていくということが大事ではないかなと思います。

また、会長を初めとする自治会の皆さんと連携を密にできるように考えていかなければならないと。もう未加入の問題というだけではなくて、現状で世帯数が多いのに、自治会という名目はあっても、実態として地域活動が行われていない自治会があります。こういった自治会に対する対策をどのようにとっていかれるのかということが、一つの大きな問題でもあるのではないかなと考えております。

こういったことに対する対応については、努力をいただいていると思いますけれども、こういったことが全部が同じようなバランスで、厚みを増して前に進んでいかないと、ものすごく大きな安否確認マニュアルの実施、孤立防止のためのそういったマニュアルの実施ということについては、なかなか前へ進めることができないような重いテーマですので、皆さんの総力を挙げて協力していただくことで、しっかりと実質的な効果を発揮するようなマニュアルになっていくのではないかなと考えておりますので、こういった自治会に対する未加入者だけではなくて、強制することができないと先ほ

ど副市長からもご答弁がありましたけれども、こういった強制ではなくて、自治会に入ったらいいことがあるというね、魅力のある自治会をつくっていく、こういった自治会に加入していこう、大変なこともあるけれども、地域のお手伝いもあるけれども、お休みの日に出ていかないといけないからということもあるかもしれないけれども、入ってたらこういういいこともあるんだねという、魅力のある自治会の核づくりといたしますか、そういった魅力ある自治会の生みの親として、行政の皆さんがこれを推進していただきたいなと思います。

こういった加入の魅力を生み出していく施策を講じていくのは、行政の皆さんの努力であると考えますし、この地域ソーシャルワーク事業などを初めとして、今後の高齢化、少子化していくという現状を踏まえれば、今後の施策の展開においても、きずなの希薄さをしっかりと埋めていくような社会づくりをしたいんだという行政の思いというものも、こういったことが施策の中にしっかりとそれを踏まえた上で、何か盛り込んでいくような努力をされていく中で、現実化していくのではないかなと思います。

各施策にも影響が非常に大きいことが否めないこういった社会現象でもありますので、単に各課連携して庁内で改良していくという形にとどまることなく、孤立化防止のための安否確認マニュアルの実施というのは、とても重要な意味がある、摂津市の今後の展開にも大きな意味があるのとらえて、そういったことを深く認識をしていただいて、喫緊の課題として取り組みをぜひ行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。要望といたします。

鳥飼なすの保存ですけれども、これに

つきましては、いろいろ事業費も高額とは言えませんので、努力をしていただいているなというのは大変よくわかっておりますし、認知もしておりますけれども、給食にせっかく出していただいているのであれば、もっと広く市民に知ってもらうようには、どうすれば良いのかということをお尋ねしたんですけれども、いろんな方法があると思いますが、育てるのが大変難しいということがあったとしても、市民の方がぜひその難しさに挑戦して、つくって食べるという、こういったことを何か、何らかの形でのイベントで披露していくというだけではなくて、行政からそういった投げかけができないのかなと思います。

あと、学校のご協力もいただいているということですので、ぜひ教育委員会と連携をしてもらって、例えば学校で、夏休みにいろんなアサガオをつくったりとか、子どもの宿題として提案をされて、観察日記になんかつけておられますけれども、朝顔にとどまることなく、鳥飼なすもやってみようではないかという提案もしていただけたらいいかなと思います。一人が大変だったら、学校で夏休みの間に、皆が交代で一緒に育てていくとか、できるのであれば、各家庭、希望者に鳥飼なすを育てていただくとか、試験的に始めていただいて、うまくいけばそれをきちっとみんなで作って、つくり終えて食べるころまで、アサガオは花を咲かせて種をとってという作業までされていると思いますけれども、さらにこれを育て上げて、食物ができる過程をやっぱり子ども、児童・生徒に見ていただくということがすごく将来的には大きな意味を持つのではないかなと思っております。あわせて、この料理コンテストですとか、イベントで見せるだけでは

なくて、さまざまなつくり方で、こんなおいしい料理に変身しますよということも、今、地域、村おこしとかまちおこしとか、いろんなことで地域の活性化の一環として、こういうイベントに特産物を出しているというのを、よく目にされていると思いますけれども、こういったことを本市でも、せっかく鳥飼なすという大阪府下でも紹介される中で、名前が挙がってくるような、有名な幻ってつくところがちょっと、それを幻だけにしないで、現場で摂津市内で栽培したり食べたり、それを使った料理コンテストをしたりとかイベントの開催があるという、また今、セツピィのぬいぐるみが本市もできておりますけれども、ゆるキャラブームですので、鳥飼なす君が、例えば出たとしてもですね、どうして摂津市がなすびなのっていう、市民の方が疑問を持たれずに、あ、鳥飼なすだと認知をしていただけるような形になるまで、頑張っていたらなと思います。

そういった取り組みをちょっと前へ進めるためにも、さらに資金もしっかり予算措置で、もう少し幅も上げていただくという形で、実際的な形での周知ということを実施していただきますように要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

葬儀会館管理運営事業ですけれども、現状、費用対効果はマイナスということで、お返事をいただいておりますけれども、市民の皆さんの声としましては、細分化して使いたいがどうか、ということと以前、課長にもお尋ねをさせていただいたことがあると思うんですけれども、もっと細かく使えないんですかという市民のご質問には、お聞きしたようには、お返事をさせていただいたんですけれども、どうしても理解ができない、納得が

できないという方もいらっしゃいます。

こういった細分化して使うことについては、斎場との調整が必要なのか、火葬場の炉との調整が必要なのかどうかということをお尋ねしたいと思いますし、市民の皆さんからも今後高齢化が進む中で、少人数での葬儀がふえていくんじゃないかと、この点を踏まえて少人数や家族葬などに対応できるスペースですね、今、料金とか葬儀内容とかをやっぱり考えて変更していただいておりますけれども、スペースを考えるべきじゃないかと思うんですが、考えていく方向にメモリアルホールもいくべきじゃないかと思うがどうか、というご意見が多々あります。これについてですね、お考えをちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

ひとり暮らしの安全対策についてですけれども、今、ご答弁をいただきましたように、デジタルでの停電時の対応が不可ということで、私が扱ったケースでは、ご相談を受けたケースでは、福祉電話で対応できますよというケースではなかったもので、結局つけることができなかつた。この福祉電話対応をしたということについては、全員高齢者の皆さんが福祉電話対応ができるのかなとも思いますし、今後、デジタル化していく中で、アナログでないのだめなんですということになりましたら、この緊急ペンダントの通報装置自体の見直しが必要になってくるのではないかなと。

以前、お聞きしたときには、技術的に今検討されていますと、デジタル化してもいけるような機種に変更を、今研究されているところですよという話がありました。この政策を続けていくことは、非常に意味がありまして、緊急通報装置、申し込みをして、ペンダントを取得したことによって、もう安心感が全然違うと。

いざというときにそれを押して、駆けつけてもらったという方もいらっしゃるので、もう非常にこれはよかったですというお声も聞いております。今後ですね、これについての対策、どのように考えていかれるのか、もう一度お聞かせをいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

プレミアムつきセッピー商品券についてでありますけれども、この地域就労支援事業の業務委託料の中身につきましては、事務報告書に書いてあるとおりでたことは認識をいたしております。フォークリフトとか、ガイドヘルパーですとか、今回ITパスポート試験の対策講座とかいう項目が入っております、その下には摂津市障害者就職フェア等々あります。

現実問題として、ハローワークと連携してやっていただいたり、地域と近隣市と連携をしてやっていただいておりますけれども、なかなか就職率がお聞きしているところでは、はかばかしくないという現状でございますので、こういった地域就労の支援事業、商業活性化対策等々挙がっておりますけれども、とにかくそういったことを、やはり一つ一つの事業で、これはこれと分けていくのではなくて、しっかりと事業内容についても連携をしていって、応用できないのかなと考えております。

団塊の世代の方が多く今リタイアをされて、家庭にいらっしゃるし、地域社会の中でもかなりスーパーであるとか、町なかであるとか、お元気な男性の方がふえていると思いますので、こういった高齢者というにはまだまだ若い、働き盛りとも言える今の60歳代の方向けの雇用促進政策を、何とか打ち出すことができないのかなと考えます。

来年4月から、65歳定年延長制度が

実施をされますので、こういったこととの兼ね合いもありますので、なかなか微妙な状況にはなってくると思うんですけども、こういった高齢者までいかない、60歳代から70歳代でも今お元気な方、本当に多くなりましたので、こういった長寿化した現状を踏まえて、このような方に対する雇用促進の施策をどのように考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

プレミアムつきセッピー券の販売、本当にこの発売につきましては、第四弾ということで、もう商店の方、せめて3回はやってほしいという、もう本当に強い強い熱い思いがありまして、森山市長がその声にしっかりとお応えをいただいて、今回もまた第四弾ということで、平成23年度も出していただくことができました。本当に地域で商業あるいは小さな事業所を営んでおられる皆さんは、本当に心強いと、自分たちのことをしっかりと受けとめてもらえるんだという思いで、このセッピー商品券につきましては、喜びを持っていつも語っていただき、また弱者対策としても、大きな力を発揮している制度ですので、この件につきましては、さらに来年度もしっかり第五弾についての発行を要望をさせていただきたいと思います。25年度も第五弾、できずれば、市長の英断でご決断をいつもいただいているわけですが、市民の皆さんの期待と小さな喜びを、また25年度も心に灯していただければなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○森内一蔵委員長 質問の途中ではありませんけれども、暫時休憩します

(午後0時 2分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○森内一蔵委員長 それでは、休憩前に引き続き、質問を続けます。

本保委員。

○本保加津枝委員 それでは、引き続き質問させていただきます。

給食残渣の件につきまして、教育委員会と連携を図られる段階で、また取り組みを考えていきたいとご答弁をいただいておりますけれども、環境部門のお立場からすれば、やはり基本はごみ減量という考え方が出発点で、こういう給食残渣がふえないようにという指導を、食べ残しをしないできちんと食べようねという指導を、きっとそういう観点が多分そういう目線でご指導されていると思うんですね。ですから、子どもたちは食べなかって、それがごみになるということは認識していても、給食自体を食べる理由がどうということなのかということ、もう少しきちっと認識をすれば、食べる量がふえるという方向で考えていくべきではないかなと思うんですね。

教育委員会で環境の部門の方と一緒に出前講座等のときに連携をして、子どもに栄養価値であるとか、食べ物がこんなふうになってきて、こんなふう調理をされるという、食育関連についての説明を受けることによって、出された給食を、給食が出てくるから食べるのではなくて、給食を栄養バランスきちっと考えてつくっていただいているものを、自分が食べるんだという、残さずに食べようという方向に、メンタル面でもやはり導いていくことが大事ではないかなと。連携をとっていただいて、子どもたち自身が給食、だから食べても食べなくてもいいという立場から、そういう観点から、もう一步食べ物を大切にすること、もったいないの本質の意味をしっかりと心で受けとめて、給食を食べるということに変わっていくように、本質的な面で指導していくことも大切ではないかなと思

ます。

環境部門としてのお立場からは、ごみをたくさん出さない、減らしたいという思いで指導されていると思いますけれども、さらにそれをもう少し展開して、教育委員会と連携して、食育についても話をしていくことで、本質的な給食の食べ残しというものの量を減らしていくという方向に持っていけないかなと考えます。

せっかく指導の機会が、もっと有効に子どもたちの心に届いていくように、ぜひしていただきたいなと思います。現状の子どもは、余り太っている方がいらっしやらないと思うんですね、小学生。というのは、もう今、もったいないということよりも、ダイエットという気持ちもう既に小学生から強くなっているという時代になりましたので、その点も踏まえて、教育委員会と連携を図って、今後も給食の残渣の減量に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

生活支援課、ケースワーカーの業務と体制の強化についてでありますけれども、やはり生活支援課の業務の内容というのは、非常に本市の業務内容の中でも環境業務課もさまざまな市民との直接の業務で触れ合う中で、対応をしていかないといけない難しさもあるんですけれども、とりわけこの生活保護のケースワーカーとしての職務についておられる職員については、難しい問題を直接ケースワーカーだからということで、当然ケースワーカーの方に相談しなさいねということをお我々も依頼を受けたときはいうんですけれども、やっぱり持っていかれる場合が多いと思うんです。

こういった体制をどう強化していくのかということは、大きな課題であると思

いますけれども、非常にやっぱり比率を見ましても、かなりふえ続けていっておりますので、何とか抑制するというよりも、適正な受給者の状況にしていくということが非常に求められるところであると思いますので、現場の体制としては、社会福祉士の増員をぜひ提案をしたいと思うんです。

一定の社会経験、人生経験もあるような社会福祉士の資格を持ったメンバーを入れることで、体制の強化に現場でつながっていくのではないかなと考えております。

若い職員の方の場合、精神的にもかなりの負担を強いられる、業務的にも時間も長期、問題も多種多様にわたっており、やっぱり一定の年齢的な経験を経た人、社会経験、あるいはいろんな人生経験のある方で、なおかつ社会福祉士の資格を持っている人で、研修等においても、社会福祉士の研修を受けていくような体制づくりということも必要ではないかと思っております。外から求めるだけでは非常に厳しいので、職員の中でも、ぜひともそういう社会福祉士の仕事をしたいという人が出てくるような体制づくりが必要ではないかと思っております。

先ほど、社会福祉協議会の話もいたしましたけれども、やはり今こういった少子高齢化の現状の中で、社会の経済状況も非常に不安定で、低迷化が続いている中で、求められるのは、やはり社会福祉士の業務に携わる範囲で対応しなければならないことがふえてきているので、そういった職員研修においても、社会福祉士の研修を実施するなど、また、内外あわせて募集をしていって、しっかりと体制を、本当に生活支援課はもうかっちりと固まっていると、こういった体制であれば、本当に適正な受給の確保ができる

と、不正受給に対しても、調査体制もしっかりと取り組んでいきたいけれども、なかなかそこまで人員的な状況を鑑みて手が回らないというのが現実の問題やと思いますので、増員による強化というのは、やっぱり不可欠ではないかなと考えております。

もう一点は、市民からの通報に対する窓口の設置と、それに適応できる人員の確保というものをぜひお願いをしたいなと思っております。これは、生活支援課でぜひそうしますというお答えは単独ではしばらく内容だと思っておりますけれども、こういった設置について、副市長から、今般のこの生活保護の受給状況の増加についてのお考えというものも、一定お聞かせをいただいておりますけれども、こういった市民からの通報窓口の設置や、社会福祉士の研修などの、社会福祉士を受け入れる枠をしっかりと大きくしていくということについてのお考え等について、後ほどお聞かせをいただければなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

要望しております真意は、市民の皆さんからの通報というものの中には、誤報であったりとか、思い込みであったりとかということもあります。受給されていないのに、受給していると思込んでおられるときもあります。そういった誤解が、結局、生活支援課のケースワーカーの業務が怠慢であるということにもつながってきますので、そういったことを避けるためにも、健全な形でこの受給に対する審査や、その後のケースについて面倒を見ていくというような、適切な対応を職員が果たすことができるように、こういった通報窓口の設置をしてはどうかと、きちっとその精査をしていくということも一つ大切なことではないかなと思

いますので、これは市民のためでもあり、受給者のためでもあり、生活支援課の職員のためでもあるということで、こういった対応をきちっと適切に処置できるような窓口の設置を考えてはどうかと思いますが、この点についてご答弁をお願いしたいと思います。

医療費の使い方等につきましては、先ほど申しました、市民からの通報窓口を設置してはどうかということと関連してくるんですけども、例えば、本市でそのような事例が実際にあるかどうかということは別にしまして、あくまでもうわさですので、事実かどうかわかりません。ただ、いかにもそのように伝聞されているということは、非常にマイナスな点がありますので、申し上げておきたいと思うんですけども、生活保護を受けていて、受給者であるから、医療費の使い方については、申請をして、医療証をもらえれば、病院に行ってもお薬やら、あるいは湿布剤であるとか、薬局で買えばそれなりの値段のするものでも、たくさん手に入ると。それをよかったらあげるよということで、人にあげている人がいるとかですね、たくさんお薬をもらって、自身が非常に重篤な状態で就業できないんだということを言っている人もいます。実際にはすこぶる元気そうに見えるとかですね、そういったその人がすこぶる元気そうに見えても、実態がどうなのかわからないという、外見からだけの判断で、そういったうわさが巷に横行するということについても、これはきちりと精査をして、真偽を確認をした上でやるべきではないかなとも思います。

医療費の生活保護の嘱託医の報酬等レセプト点検委託料に関して、この質問はさせていただきますけれども、現実には、現場で受給者がそのようなことがあるの

かないのかということについて、やはりその真偽をきちっと精査するためにも、この市民からの直接の通報窓口の設置と、それをこちらが調べていくための人員の確保が必要であると思いますし、あくまでも市民の皆さんが、私たちの、国民の皆さんの税金で生活保護受給者が生活をしているのにというご批判が沸き起らないような生活支援課の支援体制にしていくべきではないかなと思いますので、ぜひこの点についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 答弁を求めます。

船寺課長。

○船寺市民課長 メモリアルホールの運用についてお答え申し上げます。

家族葬といった小さな葬儀専用のホールを設置してほしいという、市民からのご要望は過去にもいただいたことがあり、担当課において研究を行ってまいりましたが、小さなホールを増設することについては、問題点として火葬炉の枠の確保の問題がございます。現在、5枠あるうち、市のホールで3枠を確保してしまうと、自宅や民間の葬儀会館からの受け入れが困難になってまいります。また、既存のメモリアルホールに間仕切りを設置するという方法や、親族控室を利用する案も検討してまいりました。しかし、いずれも改造や運営に係るコストや、設備の配置問題、あるいは通夜、葬儀の進行にも支障を来すおそれがあるため、これも困難な状況でございます。

担当課といたしましては、何らかの改善策を導き出すよう、引き続き研究を重ねてまいりたいと思っておりますが、当面はメモリアルホールで小さな葬儀もできるということをアピールして、また、その利用の方法についてご説明していきたいと考えております。

○森内一歳委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 それでは、元気な高齢者の就労支援対策についてということで、まず、地域就労支援事業は、障害者やひとり親家庭の母親、中高年齢者に若年者を加えまして、働く意欲と希望を持ちながら、さまざまな就労阻害要因を抱え、就労が実現できない方を支援する事業となっております。

担当課としましては、働く意欲のもつ高齢者が非常に増加しているということで、講座等のメニューを検討する折には、高齢者に配慮したようなメニューをご用意していきたいと考えております。

○森内一歳委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 先ほど、緊急通報装置と同時に福祉電話を設置したというお話をさせていただきましたが、この方は、常時介護が必要であるといった、福祉電話の対象に該当される方でしたので、対応をさせていただいたものです。

緊急通報装置はアナログではなく、デジタルにも対応できるように研究がされているようですが、まだまだ動作が不安定で、いざというときの対応については、保証ができないと聞いておりますので、現時点では、機種の開発の動向を見ながら、今後対応を考えてまいりたいと思っております。

○森内一歳委員長 東澗課長。

○東澗生活支援課長 市民からの通報への対応でございますが、現状は電話をとった職員が内容を聞いて、もし問題がある状況の場合は、担当のワーカーにその内容を報告して対応しております。ただ、我々の業務は守秘義務がございますので、その通報された方に対して、対象の方がどういう状況とか、また、極端な話、保護を受けているかどうかについても、お答えすることをしておりませんので、守

秘義務について十分理解していただいた中で、必要な状況については、調査し改善をするような形で説明させてもらっております。

現状、市民の方からの通報等については、今、課内で簿冊をつくって、そこで一元管理する体制をとっております。

それと、医療費の件でございますが、委員ご指摘のとおり、生活保護の受給者につきましては、医療費負担がかからない状況になっておりますので、この点につきましては、先ほどご説明しましたレセプト点検等によって、おかしい分につきましては、家庭訪問等を行ったときに状況を確認した中で、適正な受診等に結びつけるよう指導等を行っている状況でございます。

市民からの通報の専用窓口の設置でございますが、現状で、生活支援課だけでその窓口をつくる必要性は、年間でどのぐらいの通報があるか、今ちょっと手元にないのでわかりませんが、通報があった分については、もちろんそのままほっておくということではなく、調査し、対応させてもらっているのが実情でございます。

○森内一歳委員長 人員のことですね、ケースワーカーの増員体制辺りは、副市長でないと思えないと思うんですけど、答弁よろしいですか。

小野副市長。

○小野副市長 先ほど課長も言ってますけれども、市民通報窓口の設置なり、社会福祉士資格を持った職員の採用や研修ということでご指摘でございます。

聞くところによりますと、不正受給の摘発チームまでつくって、警察のOBなどを活用してやっている市もあるように聞いておりますけれども、そこまでの形としてやるかなと。その市、その市の考え

方があって、よほど悩んでおられるんでしょうけれども、そういう公権力の最終的な形みたいになりますので。

私は、担当課からいつも聞いています、言われています、まず職員体制ですね、1ケースワーカー80世帯ということで、この前も言っておったんですけども、訪問なり実調ができる体制といいですか、いうことをですね、過去の議会でも委員会でも指摘されておりますから、まず、そういうケースワーカーの体制づくりをどうするかというのが、第一義的にまず市としては考えるべきだと思っておりますし、過日の部長答弁にも、人事当局とということをおも聞いておりますので、これは一度具体的に議論をして、来年4月からどうするかということについては、検討していかなきゃならないと思っております。

いずれにいたしましても、これも私、この9月でしたか、国民年金が安過ぎるのか、最低賃金が安過ぎるのか、これ大阪市の実態で言ってみましたけれども、ある方は12万6,700円もらえるんだと家賃が4万5,000円で、夕食、たばこで月3万6,000円使っていると、1日、1,200円ですけども、もちろん顔は隠してましたけれど、手元に4万円残ると。抜けられへんということをおも言ってみました。働いてもそんなにくれないんだと実際は。

これもまた一つ、もう市ではない、制度そのものを、その辺の最低賃金の問題をどう考えるのか。生活保護費をどう見るのか、高過ぎるのかということもあるでしょうが、まず最低賃金の問題も大きな問題だと言ってみました。まして、国民年金でも、それだけもらえないですから、大阪市のケースを見てますと、就業意欲を持たせるため、ものすごく取り組んで

いるんですね。ところが、20歳代から50歳代の就業意欲というのは、今のような実態ですから、なかなかいかないと。大阪で生活保護を受けている60%が高齢者、障害を持つ人で、それ以外の人には、働ける可能性はあるんだということをおも言っているんですね、現状は。だから、そういうところになってきますと、国そのものが基本的にどう考えるのかということがありますし、国民年金、最低賃金制度がどうなのかというのが大きな意味を持っています。

私どもが言いました、私の考えでは、まず生活支援課で実態調きちつと行える体制を組まなあかんということで常に聞いておりますので、ここでもう手いっぱいなんですと、ここで。そこで、若干振り込みもさせていただいたんですけども、やはりお伺いをして、その家庭の実態を聞かせていただくなり、働く意欲の問題なり、そういうことのまず地道な活動の下、やはりそういう不正受給の形の通報もあるんですけども、まずは、職員がフェース対フェースでいけるような体制ということが一番大事だなと、改めて思っておりますので、これは職員定数の中でどうできるかということについて、考えていきたいなと思っております。

それから、この資格問題はよくこんなことがあるんです。このごろ消防職員採用しますとね、一般事務職より消防職員が意欲が高いんですね、何か、子どものときに火事を見たとか、消防士を見たとか。このごろ多くは救急救命士を持ってくるんですね。既に、救急救命士の資格を取って、受験している受験生、ものすごい多いです。それだけ消防は人気あるんですけども、私はよくいうんですけども、土木技術職は事務職にできると、建築士も事務職にできる、事務職はでき

ないですね。だから、私はこういう資格の持っておられる方を、いうことはこれ受験の中の一つの、これはできないことではないと。ただ、そういうことを多く持ってもらってあって、いろんな場所で活躍できるそういうものというのは、市も望みますし、これはできないことではない。これは一度、行く行く考えてみたい、検討もしてみたいということです。

この前の民間経験ある人の採用試験でも、教養試験をやめました。北摂共同採用みたいな、点数イコール、能力じゃないということが、このごろものすごく言われておりまして、そういうことを、五問択一の教養試験をやめて、総合能力検査というものをやってみたんですけども、なかなかおもしろい結果が出てきそうな気もあります。

したがって、そういうことも含めて、意欲のある職員を求めるとなれば、そういうことも、今、本保委員が言われたように、一つの視点だなと思っていますので、そのやり方を今後の採用のあり方の問題の中で、議論もしながら、そういう方向にいけたら一番いいんだと、私もそう思いますので、これはちょっといろいろ検討させていただきたいなと思っています。

○森内一蔵委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 葬儀会館の運営につきましては、やはり先ほどもご答弁もいただきましたように、状況的にはかなり厳しいけれども、非常に努力を惜しまずに頑張っているということがご答弁からも伺えますけれども、コストが結局細分化しても同じというところが、考えなければならぬ一つの視点かなと感じておりまして、これにつきましても、斎場の炉の問題もありますけれども、結果的にはやはり指定管理者制度を含めまして、

また見直しのときに、この施設管理公社であるがゆえに、このような形をとったときにも、なかなか手が回らない部分、限られた人数で運営をしておられるので、厳しいかなという状況も現実的にはあるのかなということも理解できるんですけども、今の社会現象の中で、メモリアルホールの使用頻度、あるいは運営について、この費用がいろんな努力をしてももらっても、赤字が積算していつまわっているという現状を踏まえて、やはり冷静に今後はこのメモリアルホールの土地、建物を含めて、いわゆる民間委託、また民営化も視野に入れて、考えていただけたらどうかなと考えております。

これは、施設管理公社が現状されておりますので、こういった期間も含めて、その先においては、民営化方向にかじをとってみられるのも、一つのこういった大きな負担となっているメモリアルホールの運営管理について、解決策が見出せるかもしれないというようにも考えておりますので、その点について今後ぜひですね、また検討課題としてとどめていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

ひとり暮らしの高齢者の安全対策緊急通報装置、平成24年度も予算に挙がっておりますので、現状でいける間はいいんですけども、やがて対応できなくなるときが来るかと思えます。そういったときには、今、ご答弁ありましたように、福祉電話については、やはり事情がある人以外は設置ができませんので、切りかえを受けてからではなくて、状況をしっかりとキャッチしておいていただいて、緊急ペンダントにかわる何か緊急の通報装置が現状においてあるのかなのかということも含めて、しっかりとアンテナ

を張っていただいて、より安価で効率的で、通報性の高い装置があれば、しっかりと取り入れていただけるように、頑張っていたいただきたいと思いますので、要望といたします。よろしく願いいたします。

地域就労支援事業なんですけれども、元気な方にお仕事ということで、今後検討していきますとおっしゃっていただきましたけれども、現場でハローワーク等の連携だけではなかなか高齢者向けの仕事は現実にはないんですね。ご家庭においては、長年ご主人が外で働いておられて、夫が外で働き、また妻も働いておられて、これから夫の定年後、妻は何とか今までできなかったことを、子育ても子離れもして、やりたいというときにですね、夫は仕事以外は何もできなかったという現状で、ご家庭に閉じこもっておられるようなケースがあれば、非常に残念だなと思うわけですね。

社交性については、女性が気軽にどこへでも飛び込んでいくけれども、男性は、目的がなければ、なかなかどこかに急に入ってですね、知り合いのようにしゃべったりもできないという、現実にそういう統計があったりなんかもしてますけれども、お仕事を退職されて、家庭に、いきなり地域っていうのも、なかなか男性諸氏、厳しいかもわかりませんので、そういった点も踏まえてですね、ボランティアもそうですけれども、有償ボランティア関連ですとか、また、高齢者でなくても、中間の元気な60歳から70歳ぐらいの方、お体が元気だったら、そういった方が、よし、週3日でもいいから行ってみようかな、という状況で選べるようなお仕事の提示をされるとか、もう少し市として取り組んで、何か一定の方向が見出せるように、今後ぜひ頑張っていたいただきたいと思っております。

今、仕事に行きたいんだけど、という要望の声が非常に高まっておりますので、これは市内のさまざまな形での施策と照らしあわせてみて、参加していただけるような仕事があれば、それもまた行政でしっかりと提示をしていく、という形で取り組みを進めていただけるようお願いいたします。要望とします。

副市長から今ご答弁いただいたように、社会福祉士の資格を持った人の増員というものを視野に入れて、ご検討をお願いしたいと思います。

体制の強化ということは、やはりこれから避けては通れない、この生活支援課の体制強化というものは、喫緊の課題になってくることだと思いますので、こういったところで、扶助費の占める比率もかなりウエートは重いですので、ここを受けなければならない人が、適正に受けることができる体制の中で、きちっと精査をしていけるようお願いをしたいと思うんですね。

医療費についても、そういったたとえ風聞であっても、あり余るほど薬をもらっているとか、それを人にあげているとかって、そういうことがうわさに出ないように、やはりきちんと対応をしていただきたいと思うんですね。

これは、ケースワーカーにだけ求め続けても、絶対解決できない問題だと思っております。現場は、一人当たり100名を超える担当をしておられるわけですから、そこにさらなる要求というのは、もう一人の人間の持てる時間というものは制限がありますから、ここをやっぱり解決していくためにも、市民からの通報窓口の設置と、それをただ聞く、この聞いている、結構この電話をとって聞くという時間が費やされますので、それどころかが力を入れるところが減っていくと

いうことになります。

こういったことを避けるためにも、適正な対応ができるように、窓口の設置と、専門の人、職員であってもなくても構いませんので、専門の守秘義務をきちんと徹底された人員が対応して、ケースワーカーと連携していくという形にしていけないと、市民の方から聞いて、今、きちんと記録とっていただいているのは、かなり前のことでも記録とっていただいていますので、現場はきちっとやっていたというのでは、私も認識をしております。それ以上に、市民からの要望なり苦情なり、さまざまな形のをきちっと受けとめて、聞きとめて、対応できて、そこで一定の処置ができる、こういった窓口をぜひ設置していただきたいなと思います。

職員が対応することによって、別の時間がこれで消えてしまうということについて、どう考えるのかという考え方の問題ですけれども、それでは、決して体制の強化とか、きちんとした体制と満足できる形ではないと私は考えております。

先ほど副市長からも、最低賃金の件、また年金の件、こういったことで保護費よりもこちらが安いのはおかしいじゃないかという思いを持っておられる方が、正直たくさんいらっしゃいます。こういった声を受けてですね、そういった制度を正していくのが国の仕事ですから、もっと頑張っていただかないといけないと思いますけれども、社会福祉の現状というものをやっぱり踏まえた上で、市としてできる限りのとれる体制ということをきちんととっていく必要がある、そのためにも、ただ苦情電話を受けるだけではなくて、こういったことも含めて、全部徹底的に調査できるような窓口の設置と人員の配置、先ほど副市長がおっしゃいま

した、いわゆるGメンをつくったところが、大都市でありましたね。そこまで本市ではする必要はないとお考えでしたら、なおさらですね、こういった窓口の設置の検討、また人員の確保というものを進めていただけるようお願いをし要望とします。

○森内一蔵委員長 ほかにないですか。ないようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時34分 休憩)

(午後1時36分 再開)

○森内一蔵委員長 それでは、再開します。

認定第6号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 パートタイマー等退職金共済特別会計につきましては、いろいろこの予算、決算の中でお話をされてこられまして、ほとんどがこれは素晴らしい制度なんだから、拡充をしようじゃないかということも要望されながら、また、当局とされても、加入促進をしていきますということです。ずっときたんじゃないかなと思っております。

私も、これいい制度かどうなのかって聞かれると、いい制度だと思うんですけども、実態として、なかなか加入者、加入事業所数ですよ、ふえてこないという状況があるわけです。やっぱりいろんな視点から、もう一回検証せなあかんのかなと思っておまして、つまり事業主にとって、どのように映っているのかということが大事な視点じゃないのかなと。それとともにですね、やはり雇用状況を考えたときに、パートタイマーの加

入者数、あるいは事業者数というのがふえていくということが、果たしてどうなのかなという、いろんな視点から見ていかなあかんと思っているんですよ。

平成23年度もその加入促進に当たられて、実際にいろいろな事業所を訪問された中で、お話しされていると思いますけれども、なぜふえてこないのか、どういった傾向があったのか、お聞かせいただきたいなと思っております。

○森内一歳委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 それでは、パートタイマーの加入者の促進を含めて、パートタイマーの現状も報告させていただきたいと思えます。

まず、パートタイマー制度が昭和60年からスタートしまして、当初は加入者が最高時には600人近くおられました。現状は、平成23年度末をもちまして、今225名の加入者となっております。

私どもとしまして、ここ5年間ほどの年度末の加入者は、平均しまして、約227名程度で、少し非常に厳しい状況が続いております。そのため、議会等でご報告させていただいてますように、各事業所に出向くときには、パートタイマー等の共済のパンフレット持参の上で、啓発に努めているわけですが、昨今景気状態が非常に厳しい状況であります。また、本市の市内事業所は中小企業が多く、ものづくりでいいますと、作業が工賃に反映しないという厳しい状況もありまして、パートタイマーの加入者一人当たり2,000円の共済金をご負担していただくに当たりまして、事業経営の中から支出するのがなかなか厳しいという状況もお聞きする中で、制度としては、一つの退職者のパートタイマーといえますのは、雇用状態が非常に不安定な職種ですので、何とか福利厚生観点

から、またセーフティーネットの観点から、担当課としては推進していきたいと思っているんですけども、事業所のご負担が厳しいということで、加入までの促進には至らない場合が多いというのが現状でございます。

○森内一歳委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 一般論として、今の経済状況ね、非常に悪い状況でございますし、先行き不透明な状況でありますので、そのような答弁よくわかるんです。私も確たる証拠がない中でお話をしておりますけれども、そうしたら、摂津市の中に、幾つの事業所がありますかと。その中で、いわゆる中小零細企業がどれだけありますかと。その全てが本当に厳しいのかと。私、そうではないと思うんですよ。しっかりと技術を持っていて、これからどんどん成長していこうという事業所もあるわけで、そういったところが本当に厳しいからという理由で、この共済に入れないのかなということで、ちょっとわからないんですよ。

どうということかといいますと、昭和60年に始まったと。そのときの雇用状況と今と比べて全然違うわけですよ。当時は恐らくですけども、正社員の方が多くて、パートは少ないという状況があったんじゃないかなと。今はもう逆転してしまっていて、パートタイマーがどんどんふえてきているという状況がある中で、パートタイマーの数を、この制度によってくる数がふえていくということが、果たして喜ばしいことなのかなと。それよりも、パートタイマーであった方が、一人でも二人でも正職になっていくと、そういったことをやはり私は産業振興としては目指していくべきではないのかなと。また、その視点を持ちながら、こういったことにつきましても見ていくというこ

とが大事なんじゃないのかなと思うわけなんですよ。

これだけを見るんじゃないなくて、やはり産業振興という観点、そしてまた、市内の雇用状況の改善という観点から、これをどう捉えていくのかというね、そういった視点でぜひもう一度、全体的な視点を持って、これを検証していただきたいなと思っております。

この会計そのものにつきましては、特に異論はございませんけれども、先ほど申し上げました、そういった視点を持ちながら、いかに産業振興、雇用の確保・安定ということについて、ぜひこれから業務に当たっていただきたいなと、これ要望として申し上げておきたいと思っております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 私からも質問させていただきたいんですけども、その前にちょっと、先ほどの答弁の中でですね、昨年末の共済加入者が225人と答えられてますけれども、事務報告書では235人と載っております。その点、確認お願いしたいと思えます。

先ほど嶋野委員の質問の中でも、加入がなかなか伸びないということ、むしろ225人だったら、年度当初よりも減ってるじゃないかということになるわけなんですけれども、加入している事業所の数は44事業所から40事業所に減っているという中で、事務報告書を見る限りでは、227人から235人にこの間、加入状況としては、人数はふえているんだということになってます。その辺の中での、細かいことになるかもしれませんが、担当課としての状況の把握と分析をお聞きしておきたいと思えます。

○森内一蔵委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 まず、加入者の

件ですけれども、パートタイマー等の事務報告書に載せさせていただいている資料につきましては、年4回のパートタイマーの募集時期がありまして、2月が募集の最終になっておりまして、その2月の加入の募集の段階での報告を従前から続けさせていただいております、年度末になりますと、1か月経過する形になります。また、事業所のパートタイマーの更新等の時期がありまして、退職される方の異動等がございます。ですから、私が225人と申し上げたのは、3月31日現在での実数で、事務報告書に載せさせていただいているのは、年4回の募集時点の月の現在の加入者ということでご報告させていただいております。

○森内一蔵委員長 事業所の件は。

鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 事業所は44事業所から40事業所ということで、事業所につきましても、減少しているという状況は十分理解しております。

今後もパートタイマーの制度の周知及び加入の促進等、進めていくわけですけれども、なかなか、行動に対して数値が上がっていくという状況ではありません。また、日々は新規の加入の啓発をしているわけですけれども、平成23年度も2社の加入は何度か訪問しながら説得しながらご加入いただいたんですけども、ある一方で、非常に景気が厳しいので、パートタイマー等の共済金の支払いがしんどいと、経営の負担の軽減のために、これはちょっと置いておきたいという申し込み、また事業所を閉鎖するから、摂津市の分については、ご加入だけではできなくなりましたという状況がありまして、結果的に前年度と比べて減少している状況です。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 今のご答弁でも、先ほどのようなご答弁でもそうでしたけれども、事業所が負担するのが大変でということで抜かれる、また事業所そのものが閉鎖をするというようなことで、やめられるということもあるということですね、本当に大変だなということを感じていただいております。

以前だったら、正社員が当たり前、またパートのための福利厚生の部分で、やっぱりそこでも事業所が役割を果たしているということなので、摂津市はこの制度も設けて支援をしているということであるわけですが、そこのところが現状ですね、中小の会社でもパートの方、アルバイトの方の直接雇用もなかなか厳しいということで、派遣やそのようなところに置きかえられるというケースが多いわけですね。

このような状況の中で、働く人たちの雇用情勢、派遣の問題ですね、ある意味福利厚生の部分でも、直接そこで働いている派遣の方の、派遣先の会社ですね、そこのところが何ら職員の福利厚生がなかなかやられないということになっているのかなということもあります。そうしたところも含めて、担当課として、今のそういった雇用情勢、職場の現状、そういうところのご認識を伺っておきたいと思っております。

○森内一蔵委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 弘委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、中小企業がパートを雇用されるという状況につきましては、非常に景気が厳しい中、仕事がふえたから、一時的な雇用を前提として採用します。また、賃金、コスト等が厳しい中で、低価格で商品を納入しなければならないという現

状で、そういう厳しい単価の中で、コスト的には非常に安く済む方をたくさん利用するという形の状況があります。同様に、派遣におきましても、一時的なスポットでの仕事につきましては、人を集めるのが厳しいから、単価は高いけれどもそういう方を利用して、特別に仕事がふえた分は、一時的な対応をするという現状を多く聞いております。

私どもとしましては、先ほどから就労支援等の質問がありますように、ある面ではまた就労の支援ということで、当然これは派遣会社を退職された方、またそうでない方も一同に、求職活動をされている方についてはバックアップをしているわけですが、企業にとってもパートを集めるには、例えば時給、最低賃金、今800円ですが、800円を850円にして、人を集められる形で、時給の金額で対応するとなると、逆に福利厚生は、なかなか中小企業によってはしんどいとか、いろんな事情が絡めあわさり、パートタイマーの加入の状況も厳しく、また、派遣とパートの関係も、まだまだ十分に改善されない状態が続いているという状況がありまして、担当課としましても、非常に苦慮しているところがあるんですけれども、こういうご意見をいただく中で、できるだけパートタイマー共済の加入もそうですけれども、就労支援も含めて、何とか市内中小企業が元気になっていただけるように、また働くところがふえて、市内事業所が活性化するように、総合的な取り組みも進めていければという形で考えております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

パートタイマー共済の件で議論する際に、いつも思うんですけれども、やはり今、市内の業者の運営状況とかも、だ

んだんやっぱり変わってきてますし、また、若い人たちから就労の相談事を受けること結構あるんですよ。そういったときに、ハローワークとつないだり、またいろいろと摂津市ではこういう就労の取り組みしてますよ、ということも紹介したりとかやっているわけなんですけれども、なかなか安定雇用、正規の採用につながらないということで、派遣に、もうずるずると、安定した職になってないのに、もうずっと派遣をやっているような、そういう若い人って結構いるわけなんです。

労働者派遣法が解禁されてから年月がたっているわけなんですけれども、適法だからということで、市内の業者でも、正規雇用をなかなかせずに、派遣で自転車操業でやっているような、そういうところもふえているということも見ましたら、果たしてそれがあべき形なのかなということでは、疑問を抱くということがあります。

大きなところでは、制度そのもの、法制度がね、改正されないと、国で何とか対処してもらわないと、もう手がつけれないこともあるのかと思いますけれども、やはり担当課としても、そういった状況をしっかり見ていただいて、また、このパートタイマー共済制度そのものについては、また別の話になりますからね、ここの部分についても、しっかりと周知と、市内業者の育成や支援ということも含めて頑張ってくださいよう、要望としておきます。

○森内一蔵委員長 ほかに。

森西委員。

○森西正委員 今まで他の委員からも質問がありましたけれども、市に関係するパートの加入状況ですね、どういう形になっているのかお聞きしたいと思います。

○森内一蔵委員長 鈴木参事。

○鈴木生活環境部参事 まず、パートタイマーの市関係機関への加入状況につきまして申し上げます。

現在、平成24年3月末日で225人ということで申し上げます。そのうち官公庁といいましょうか、市関係等々の加入関係につきましては、これは8事業所、64人ということで、28.4%の構成比率となっております。

○森内一蔵委員長 森西委員。

○森西正委員 この数字というのはですね、全体からいいますと、全ての事業所が加入をされている状況なのかですね、加入されていない事業所というのは、市の関係の中でたくさんあるのかですね、その点はいかがですかね。

○森内一蔵委員長 末永係長。

○末永産業振興課商工労政係長 それでは、ご答弁させていただきます。

市に関しましては、現在のところ8事業所のうち、直接市にかかわる4事業所に加入をいただいております。市の非常勤職員等もこちらの加入者として一部含まれておる状況でございます。市内の公共団体の全てが加入しているというわけではございません。

○森内一蔵委員長 森西委員。

○森西正委員 市内の事業所に加入促進を促すという部分で頑張っておられるのはわかりますけれども、まず市の関係の近くからやっぱり加入を促して、入っていただいた中で、やっぱりその点が、市としてはパートタイマーの退職金の共済事業に関して、市は頑張っているんだと、パートタイマーに対して手厚いそういう対応をされているんだということが、やはり市内の事業所にも見えたり、若しくは市民に見えたりということになるのかと思うんです。ですから、関係するとこ

ろは全て入っていただくと。入るという形で、ぜひ考えていただいて、さらにほかの市内の企業にもPRを、どんどんしていくという形をとっていただきたいと思いますので、その点は内部で協議をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひますので、要望とさせていただきます。

○森内一歳委員長 ほかにないですか。

ないようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時57分 休憩)

(午後2時 再開)

○森内一歳委員長 それでは、再開をいたします。

認定第3号の審査を行います。

補足説明を求めます。

福永保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 認定第3号、平成23年度摂津市国民健康保険特別会計決算認定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

医療費の増加が続く中、制度的に行政基盤が脆弱な国保財政は、長引く不況の影響もあり、大変厳しい状況に直面いたしております。このような状況の下、平成23年度は前年度に引き続き、医療費の適正化、資格の適正化、収納率の向上を3本の柱として、国保財政健全化のため取り組んでまいりました。

決算の内容といたしましては、歳出では医療費が前年度比2.9%増となったものの、歳入では収納率が1.3%向上したことなどから、保険料収入が1.5%増加し、収支は単年度では1億1,389万2円の黒字となり、累積では3億5,992万5,678円の赤字となりました。

国保加入者総数は2万6,453人で、

前年度に比べ、年間平均で0.2%、51人減となりました。加入者の内訳を見てもみますと、一般被保険者については2万4,867人で、前年度に比べ0.3%、84人減、退職被保険者については、1,586人で、2.1%、33人増となっております。

それでは、まず歳入でございますが、決算書18ページ、款1、国民健康保険料、項1、国民健康保険料、目1、一般被保険者国民健康保険料は、前年度に比べ1.7%、3,344万1,421円の増となっております。一般被保険者に係る一人当たり現年度保険料調定額は、医療分が6万5,648円で、前年度に比べ0.4%、252円の減、また、後期高齢者支援金分が1万5,464円で、前年度に比べ0.3%、51円の減、介護納付金分が2万500円で、前年度に比べ1.2%、231円の増となっており、一般被保険者全体では8万7,522円となり、前年度に比べ0.2%、136円の減となっております。収納率は一般被保険者分全体で、現年度分が86.8%、滞納繰越分が10.7%となり、それぞれ前年度と比べ1.3%、1.5%の増となりました。

この結果、調定額は前年度に比べて減少したものの、一般被保険者保険料は増となったものでございます。

目2、退職被保険者等国民健康保険料は、前年度に比べ0.1%、17万6,924円の減となっております。収納率は現年度分が97.3%、滞納繰越分が15.7%で、それぞれ前年度と比べ0.8%の増、2.0%の減となりました。

なお、不納欠損処分につきましては、延べ7,015件でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料、目1、督促手数料は、前年度と比べ

2. 2%、4, 950円の減となっております。

款3、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金は、前年度に比べ1. 7%、3, 111万5, 958円の増となっております。療養給付費負担金の算定に当たって、医療費から差し引くことになっている前期高齢者交付金の増加により、医療費等の伸びに比べ増加率が低くなっているものでございます。

目2、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ18. 3%、804万8, 221円の増で、高額医療費共同事業拠出額の4分の1の交付を受けております。

目3、特定健康診査等負担金は、前年度に比べ55. 0%、331万5, 000円の増で、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用について、基準額の3分の1の交付を受けております。

20ページ、項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金は、前年度に比べ12. 3%、6, 376万1, 000円の減となっております。これは特別調整交付金のうち、その他特別事情分の交付がなかったことなどによるものでございます。

目2、出産育児一時金補助金は、前年度に比べ46. 0%、159万円の減となっております。これは平成21年10月からの出産育児一時金の引き上げ額に対する国庫補助率が2分の1から4分の1に変更になったことによるものでございます。

目3、災害臨時特例補助金は、東日本大震災により被災された被保険者に係る保険料減免措置の財源補填分でございます。

目4、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、高齢受給者証の郵送費用等に係る補助金でございます。

款4、療養給付費交付金、項1、療養

給付費交付金、目1、療養給付費交付金は、前年度に比べ42. 1%、1億4, 495万4, 000円の増となっております。これは、前期高齢者及び後期高齢者に係る財政調整額の増によるものでございます。

款5、前期高齢者交付金、項1、前期高齢者交付金、目1、前期高齢者交付金は、前年度に比べ7. 0%、1億6, 032万2, 894円の増となっております。これは、前期高齢者の医療費増加に伴う概算交付額の増加及び過年度精算交付金の増加によるものでございます。

款6、府支出金、項1、府負担金、目1、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ18. 3%、804万8, 221円の増で、高額医療費共同事業拠出額の4分の1の交付を受けております。

目2、特定健康診査等負担金は、前年度に比べ55. 0%、331万5, 000円の増で、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用について、基準額の3分の1の交付を受けております。

項2、府補助金、目1、事業助成補助金は、前年度に比べ2. 7%、29万715円の増となっており、精神結核医療給付に係る補助金でございます。

目2、財政調整交付金は、前年度に比べ8. 2%、2, 984万5, 000円の増となっております。これは、主に特別調整交付金の増によるものでございます。

22ページ、款7、共同事業交付金、項1、共同事業交付金、目1、高額医療費共同事業交付金は、前年度に比べ1. 5%、327万4, 469円の増となっております。これは、1件80万円以上の高額医療費1, 108件を対象に交付を受けたものでございます。

目2、保険財政共同安定化事業交付金

は、医療費30万円以上に係る府下市町村国保による共同事業で、前年に比べ0.2%、167万2,692円の減となっております。これは、1件30万円以上の医療費4,525件を対象に交付されたものでございます。

款8、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ2.5%、1,368万2,400円の増となっております。これは国保財政安定化支援事業繰入金が前年度に比べ20.7%、1,839万407円の増となったことなどによるものでございます。

目2、保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ2.4%、897万1,350円の増となっております。

款9、諸収入、項1、雑入、目1、一般被保険者第三者納付金及び目2、退職被保険者等第三者納付金は、交通事故等による第三者納付金でございます。

目3、一般被保険者返納金及び目4、退職被保険者等返納金は、社会保険加入による国保資格喪失後の受診などに係る返納金でございます。

目5、雑入は、前期高齢者の一部負担金が2割から1割に軽減されたことに伴う指定公費分や、老人保健医療費拠出金の精算還付金などが収入されております。

続きまして、歳出でございますが、24ページ、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は、前年度に比べ3.0%、276万8,560円の減となっております。

目2、連合会負担金は、前年度に比べ55.5%、277万1,488円の減となっております。これは、国保連合会のシステム最適化のためのレセプトの電子化事業の完了に伴い、減額となったものでございます。

目3、市町村部会負担金は、近畿都市

国民健康保険者協議会の負担金でございます。

項2、徴収費、目1、賦課徴収費は、前年度に比べ13.2%、203万429円の増となっております。これは、昨年10月に大阪府下で初めて導入いたしました、ペイジー口座振替受付サービスの導入経費などによるものでございます。

26ページ、項3、運営協議会費、目1、運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の運営経費でございます。

款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ2.3%、1億2,152万2,322円の増となっております。一人当たりの保険者負担額は22万1,290円で、前年度に比べ2.6%増となっております。

目2、退職被保険者等療養給付費は、前年度に比べ10.3%、3,902万4,068円の増となっております。一人当たりの保険者負担額は26万3,379円で、前年度に比べ8.0%増となっております。

目3、一般被保険者療養費は、前年度に比べ2.6%、453万9,116円の減となっております。

目4、退職被保険者等療養費は、前年度に比べ11.5%、108万9,479円の増となっております。

目5、審査支払手数料は、前年度に比べ8.0%、151万8,489円の減となっております。これは件数は増加しているものの、大阪府国保連合会において、手数料単価の引き下げがあったことによるものでございます。

項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ5.5%、3,394万8,904円の増となっております。1件当たりの支給額は5万6,

591円で、支給件数は1万1,523件と前年度に比べ3.6%の増となっております。

目2、退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ12.4%、672万6,251円の増となっております。

1件当たりの支給額は10万6,984円で、支給件数は570件と、前年度に比べ8.6%の増となっております。

目3、一般被保険者高額介護合算療養費及び目4、退職被保険者等高額介護合算療養費は、1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合計が、自己負担限度額を超えた場合に交付するものでございます。

28ページ、項3、移送費、目1、一般被保険者移送費及び目2、退職被保険者等移送費は、執行いたしておりません。

項4、出産育児諸費、目1、出産育児一時金は、支給件数160件で、前年度に比べて6.8%、491万8,179円の減となっております。

目2、支払手数料は、出産育児一時金の直接払いに係る手数料でございます。

項5、葬祭諸費、目1、葬祭費は、支給件数122件となっております。

項6、精神・結核医療給付費、目1、精神・結核医療給付金は、前年度に比べ10.4%、105万3,660円の増となっております。1件当たりの支給額は1,425円で、支給件数は7,873件でございます。

款3、後期高齢者支援金等、項1、後期高齢者支援金等、目1、後期高齢者支援金は、前年度に比べ6.3%、6,960万9,929円の増となっております。これは、後期高齢者医療制度への拠出金で、被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

目2、後期高齢者関係事務費拠出金は、後期高齢者医療制度に係る事務費でございます。

款4、前期高齢者納付金等、項1、前期高齢者納付金等、目1、前期高齢者納付金は、前年度に比べ90.2%、159万560円の増となっております。これは、保険者ごとの前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するため、被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

目2、前期高齢者関係事務費拠出金は、前期高齢者医療制度に係る事務費でございます。

30ページ、款5、老人保健拠出金、項1、老人保健拠出金、目1、老人保健医療費拠出金は、精算還付となったため、執行いたしておりません。

目2、老人保健事務費拠出金は、老人保健に係る事務費でございます。

款6、介護納付金、項1、介護納付金、目1、介護納付金は、前年度に比べ5.6%、2,460万5,358円の増となっております。

第2号被保険者一人当たりの拠出額は、5万4,191円で、前年度と比べ4.0%、2,084円の増となっております。

款7、共同事業拠出金、項1、共同事業拠出金、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金は、80万円以上の高額な医療費の再保険事業として拠出したもので、前年度に比べ18.4%、3,176万7,934円の増となっております。

目2、保険財政共同安定化事業拠出金は、30万円以上の医療費の再保険事業として拠出したもので、前年度に比べ9.6%、7,222万1,597円の増となっております。

目3、高額医療費共同事業事務費拠出

金及び目4、保険財政共同安定化事業事務費拠出金は執行いたしておりません。

目5、その他共同事業事務費拠出金は、退職医療制度への切りかえ勧奨に係る事務費でございます。

款8、保健施設費、項1、保健施設費、目1、特定健康診査等事業費は、特定健康診査等の実施に係る経費で、前年度に比べ13.8%、536万436円の増となっております。

32ページ、目2、保健衛生普及費は前年度に比べ11.0%、149万9,128円の増となっております。

款9、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目1、一般被保険者保険料還付金は、140世帯分、目2、退職被保険者等保険料還付金は、6世帯分の過年度分保険料を還付いたしてしております。

目3、償還金は、平成22年度事業の確定に伴う療養給付費交付金精算返還金などでございます。

款10、予備費につきましては、執行いたしておりません。

款11、繰上充用金、項1、繰上充用金、目1、繰上充用金は、平成22年度の不足額を補填したものでございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○森内一蔵委員長 説明が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時18分 休憩)

(午後2時19分 再開)

○森内一蔵委員長 再開をいたします。

質疑に入ります。質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 国民健康保険特別会計にかかわって、私から幾つかご質問したいと思います。

特定健康診査委託料にかかわってであります。3,701万7,959円支出

されておりますけれども、前年度と比べても、470万円ほどふえているわけなんです。この中身について、集団健診、個別健診、それらの件数とかも、事務報告書には載ってございましたけれども、そうした状況を、ここ一、二年の変化等も含めて教えていただけたらと思います。

賦課徴収事業にかかわってであります。ペイジー口座振替が新しく始まったということで、その分についての予算の執行もされているわけなんですけれども、この費用対効果といいますか、状況についてですね、教えていただきたいと思えます。

これは、平成23年度の事業実績の中を見ていて気になったことなんですけれども、保険料の軽減状況ということで、毎年この実績は報告されているわけなんですけれども、7割、5割、2割の軽減世帯があります。全加入世帯との割合からしても56%ということで、ことしまた多くなっているなと思うわけなんですけれども、そうしたところの状況の把握、それからまた申請等で減免・軽減を受けている、そういう状況なども含めてどうかなということでお聞きしたいと思います。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、弘委員のご質問にお答えをさせていただきます。

特定健診と委託料についてでございますけれども、特定健診の委託料につきましては、平成20年度は12月で期間を終了しておったんですけれども、平成21年度からは期間を、2月まで、それ以降は3月まで延ばした関係で、数字が変わってきますので、国の特定健診等負担金の算定基礎となった数字で、説明をさせていただきます。

平成23年度につきましては、4,5

89人の方が受診されておりまして、集団健診が2,486人、個別健診が2,103人の方が受診されておりまして、22年度では、集団健診が2,722人、個別健診が1,923人の方が受診されておりまして、4,645人の方が受診されておりまして、この間、いろいろと受診勧奨をさせていただいておったんですけども、結果的に23年度につきましては、受診率が微減となったということでございます。

中身を見てみますと、非課税の方の数が変わったり、集団健診の中身もいろいろ変わっております。約5年間で被保険者の世帯全員が入れかわるぐらい異動が激しいのが、摂津市の特徴でございます。その中で、なおかつ特定健診は40歳から74歳までの方ですので、その方が後期に移られたりしますと、また変わってしまいます。私どもの分析では、団塊の世代で退職をされた方が、国保に移ってこられる一方で、国保で今まで受けておられた方が、75歳になられて後期に移られるということがありまして、この間、受診勧奨の事業を、平成21年度は職員がやり、22年度は委託してやり、23年度は継続事業としてやりということまでさせていただいているんですけども、そういった中で、残念ながら被保険者の方が入れかわって、若干、受診率が下がってしまったという状況でございます。

それから、ペイジー口座振替受付サービスと申しますのは、マルチペイメントネットワークを利用いたしまして、キャッシュカードがありましたら、即座に市の窓口で口座振替の受け付けができるようにするものでございます。平成23年の10月から、ペイジー口座振替受付サービスを導入させていただいたんですが、この契約に当たりましては、金融機関と

高額な契約金が必要でございますが、国の特別調整交付金が交付されることになりましたので、それを利用させていただきました。300万円という枠がございますので、その枠を利用させていただいて、10行と契約させていただきました。しかも、国保で契約をすれば、全ての料金が取り扱い可能となりますので、摂津市で口座振替をしております全ての料金について、各課に呼びかけを行いまして、全課加入をさせていただいております。

具体的には、税、介護保険、後期高齢者医療保険、水道、それから教育委員会の子育て支援課、そういったところに全部声をかけさせていただいて、すべての料金について、契約金は全部国保で払ってまいますので、ただでペイジー口座振替受付サービスを導入できたという状況でございます。

かかった経費としましては、初期費用として、金融機関の利用契約金として300万円、それと庁用器具費22万1,025円でございます。それから、マルチペイメントネットワーク推進協議会の負担金10万円のほかに、データ通信料等がかかっております。私どもの窓口で受け付けをしております口座振替につきましては、ほとんどペイジーで受け付けをさせていただくという形になっておりますので、非常に効果的であったと考えております。開始後1年間で770件のご利用をいただいております。

特に、収納率の向上ということに関しましては、滞納者をつくらないということが一番大事なことだと思っております。そういう意味で、口座振替をさせていただけるというのは最も有効な滞納防止策ではないかと考えておりますので、この効果につきましましては、先ほど申し上げましたように、経費は、国の特別調整交付金では

とんど賄うことができしており、なおかつ市の全料金につきましてペイジーを利用することができておりますので、非常に効果的であったのではないかと考えております。

それから、保険料の軽減状況でございますが、保険料の軽減状況につきましては、7割、5割、2割の軽減につきましては、平成23年度が8, 222世帯に対しまして4億238万1, 480円の軽減がかかっております。減免の対象の世帯が523件で2, 617万4, 817円でございます。

それで、法定軽減と減免を合わせた減免の状況を見ますと、平成23年度末では全世帯の59.1%となっているところでございます。やはり平成20年のリーマンショックに端を発する経済不況の影響等もあって考えております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 再度お伺いしたいと思うんですけれども、まず最初の特定健診の部分なんですけど、これまで受診勧奨も力を入れてやってこられているなということでは私も見ておりました。それで、市民の皆さんがやっぱり健康に過ごされる、成人病とか病気にかからないように、事前に予防していくというそういうことからしても、やっぱり健診事業というのは大事だなと思っているわけなんですけれども、なかなかその件数がふえていないということでもあります。

平成22年と23年の比較で数字おっしゃられましたけれども、私、平成20年からの分をさかのぼって事務報告書で調べました。そうしましたら、平成20年から21年にかけては集団健診の件数はおよそ350件ほどふえております。ただ、個別健診では、この年でも200件ほど減っているということになってま

した。また、平成21年から22年に比較しても、集団健診はほぼ変わらず、個別健診では40件ほど減っているようなそういうことで数字が出ています。

先ほど堤次長から、年度の切りかわりのところで数字がちょっと違うようなことも報告で言っておられましたけれども、全体的にこの4年間を比べてみたときにも、受診勧奨は続けてやってきているけれども、なかなか健診率としてはふえていないということなのかなと思います。その辺りがどうしてそうなのかということ、国保の加入世帯の状況ががらっと変わってしまうということもおっしゃられましたけれども、それだけなのかということですね。集団健診、個別健診の件で言いましたら、集団健診はふえているわけですが、ここのところは。これは以前、がん検診とセットでとか、また眼底検査も新しく加えるとかそんなこと、また保健センターが摂津市駅のところに新しくできて、健診を受けやすくなったということは確かに聞きます。一方で個別健診は毎年毎年減っているという、そういう現状なのかなということであれば、この医療機関での健診が受けにくくなっているということも、一方では考えておく必要があるのかなと思うんですけれども、そのところの状況について、つかんでおられましたらお答えいただきたいと思っております。

ペイジー口座振替にかかわってであります。

これは、ご答弁いただきました状況で、私もほぼ理解はできているんですが、国からの調整交付金もあって、それを活用してやられたと。摂津市では、とりわけ加入者の人にご負担をかけてということにはなっていないよということなのかなと思いますけれども、国保会計の部分で一般

会計の部分を全部補ってということ、ちょっと私、そういう形で思っておりましたので、そうであれば問題だなと思っておりましたので、そうではないということで、この点については了解いたしました。

保険料の軽減状況についてです。

先ほど条例減免の方523件を含めると、この平成23年度は、59.1%が何らかの保険料の軽減を受けているということであります。

昨年も、状況を伺ったときに、今年の時点でもう5割以上が保険料の軽減を受けないという、やはり大変家計の苦しい世帯が国保に集中しているということ、状況としてお伺いしました。それがことし、やはり一層大きくなっているなということ、改めて認識しておく必要があると思われました。

それと、もう一つ気になったのは、その中で介護納付金分の軽減ということが表の中でありました。今回7割、5割、2割の軽減世帯が全加入世帯が1万4,672ですけれども、そのうち8,222世帯、全加入世帯の56%がこの軽減をされているということになるんですけれども、介護納付金分だけで言いますと、3,812世帯になります。

介護納付金分は、40歳以上で介護保険の第2号の被保険者になられる方から、かかってくるのかなと思うわけなんですけれども、そのことで言いましたら、介護納付金で軽減を受けてない世帯がいわゆる7割、5割、2割のほかの一般保険分、それから後期医療の負担分など8,222世帯受けてるわけですけれども、4,410世帯が、ある意味若年者層の世帯になってくるのかなということもね、若年者層プラス65歳以上になりますか、そういう世帯が3割ということになるの

かなということも見てまして、ちょっとこの世帯数が多いなということ、いわゆる40歳以下の現役世代ですね、本来だったら国保の中でも一定収入もあって、この国保会計を支えていくような世帯も、この軽減世帯の中に多く含まれるようなことに今なっているのかなという状況が、この表を見る中で感じたんですけれども、その辺り担当課でつかんでおるようでしたらお願いしたいと思います。

最初の質問で漏れてたんですけれども、決算書の22ページで一般被保険者返納金の項目があります。不正利得による返納金ということで、備考のところで記されているんですけれども、それが1,211万9,229円挙がっております。昨年や一昨年などと比べてみましたら、ここの金額がぐっと多くなっているということでもありますので、ここのところの説明を加えてお願いしたいと思います。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、弘委員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

まず、特定健診の話でございまして、平成23年度特定健診等負担金ベースでは、集団健診が減って個別健診がふえているということでございます。

この件に関しましては、平成22年度に特定健診を受けておられない方に調査をさせていただきまして、いろいろとご意見をお聞きをした中で、やはりセット健診を受けたいという希望が多うございました。それで23年度から、がん検診クーポンと一緒に送らせていただいたという経過がございます。がん検診と一緒にセット健診を受けられるのは、保健センターの集団健診だけでございますので、保健センターの容量が飽和してきているのかなと考えております。

同時に、各医院に特定健診のポスターをお配りをいたしまして、当医院で実施しております、というポスターを掲示していただくとともに、今までは問診票は、ご本人のところに受診票をお送りするときに同封しているだけだったんですが、市内の医療機関に問診票を置かせていただいて、いつ来られても対応できるような体制を整えさせていただき、ホームページにも市内で実施されておられます全医療機関を載せさせていただきまして、少しでもご利用いただけるように努めたところでございます。

特に、土曜日は医療機関ですと特定健診をされておられますので、いろいろと周知させていただいた結果と考えております。セット健診の希望も高いということがございますので、保健センターでの土曜健診ができないものかと、今検討をさせていただいているところでございます。

それから、先ほどの軽減の件数なんですけど、介護分の世帯数が少ないことにつきましては、介護の被保険者につきましては、一般の医療支援の対象となっておられる方よりも非常に少ないことがあります。率としては介護分の軽減率が決して低いというわけではございません。医療分と介護分につきましては母数が異なっておりますので、必ずしも介護分の方が漏れているというわけではないと理解をしておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、返納金につきましては、社会保険に加入をされて誤って使われたとかいう方につきましては、返納をしていただくというのが本来の姿でございます。平成23年度に多額の返納金が出てきた理由といたしましては、勤務中のけがによりまして、労災適用となって国保負担

分を返納された方が1名いらっしゃいまして、1件で1,954万4,539円となっております。これを除きますと、16万4,690円となっております。例年より少ないぐらいの金額でございます。

先ほど申しました社会保険に加入されてという方も、最近では、できるだけ病院にレセプト返戻をさせていただいて、過誤修正ということで調整をさせていただいておりますので、医療機関の自主点検による返還の申し出が実際にはほとんどという状況になっております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 3回目の質問になりますけれども、健診事業、特定健診の部分ですね、今お答えいただきましたけれども、セット健診がやはり希望としては多くて、それがやはり医療機関ですね、個別ではなかなか受けられないということで、保健センターに集中するんだという話であります。

私も健診のことでお話を聞いたら、個別健診がなかなかやりにくいということで、その点については、今言われた保健センターでの土曜日開所も含めて検討したいということですね。以前から山崎委員からも、土・日でもやはり開けておかないと、なかなか今、国保の加入世帯みんなに健診を受けてもらう、そういう条件がつくれているとは思えません。

もう一度お伺いしておきますけれども、この今の状況で受診率が何%になっているのか。以前から、受診率65%にまで政府は目標値をとということで言っていたわけなんですけれども、それに対して本市としては、なかなかその数字がどうなんだということもあるわけなんですけれども、本市としてどのようにこの受診率向上のために手を打っていくことができる

のか、その辺についてお答えいただきたいなと思っております。

保険料軽減状況のことについてなんですけれども、ちょっと質問の仕方が悪かったので、お答えもしにくかったかなと思うんですが、加入世帯のうち保険料軽減世帯がどんどんふえていく状況というのは、そういう上がり幅と比べて介護保険納付金分の上がり幅というのは緩やかだなと思うわけなんです。

そういう中で、若年者層、いわゆる介護納付金を納めてない世帯のところでも、随分と軽減しないといけない世帯があるんだという、この表からはそう読み取れるわけなんです。

そういった意味で、もう一回、20歳代、30歳代の国保に加入している世帯、その状況がどうなのかというのもしっかりと見て行ってほしいなと思います。

それから、さっきの健診事業と重なりますけれども、特定健診のところにアプローチをかけていくのは40歳からということになってくるわけで、そういった意味では、20歳代、30歳代の方に国保でアプローチをかけていくということが、もう一つやっぱり薄いんじゃないかなとも思います。

若年健診のことは今回はちょっと取り上げませんでしたけれども、そういったところで、今国保の加入世帯がもう6年もたてば、がらっと入れかわるという状況をおっしゃいましたけれども、それは働き盛りの人にしてみたら、就職もしたら社会保険に移る、またそこを退職をしたら国保に戻る、そういうことを結構繰り返している方というのはいらっしゃると思いますし、その辺りのところで滞納が生まれたり、なかなか健診もきちんと受けられていなかったりとか、若い世代のときに健康を害されると、後々

になって成人病のリスクも高くなって、強いて言えば医療にかかわる負担も大きくなっていくんじゃないかと思うわけなんです。

健診事業をしっかりと取り組んでいる自治体、市民の健康状況の把握ということ、これは、本当は保健福祉課とかがしっかり見ておかないといけないんだろうなと思うわけなんですけれども、そうしたところの取り組みなんかが、新聞なんかでも紹介されている部分もあるんじゃないかなと思います。

そういった点からも、今の健診事業と、この保険料軽減状況から見える今の国保加入者の実態などについても、今後検討を深めていただけたらと、これは要望としておきます。

不正利得による返納金で1,211万9,229円、ご説明の中身で理解できるんですけれども、そうであるならば、備考の不正利得によるという記述はどんなのかと思うんですが、その辺り見解をお伺いしておきたいと思います。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 まず、特定健診の受診率の向上についてでございますが、土曜日の開催につきましては、医師の確保というのが大前提でございます。これは保健センターに、何とか土曜日に出てきていただける医師の確保ということをお願いするしかないと考えておまして、今働きかけをしておるところでございます。何とか受けていただけるように今お願いをしているところでございます。

それから、受診率の話でございますけれども、先ほど申し忘れておりましたけれども、平成23年度の受診率が27.1%ということで、前年度の28.8%に比べますと、1.7%減少しているところでございます。

第1期の特定健診の実施期間におきまして、平成24年度に65%という実施率が目標でございました。65%に達しない場合に、国から後期高齢者支援金に対して10%のペナルティーをかけるということになっておったんですが、昨年からの議論をされておったところですけども、そのペナルティーは中止になったと聞いております。

ただ、特定保健指導を実施していない市町村がどうもあるようでして、そこについては、特定健診のうちの特定保健指導の実施額相当額のみは増額をするという形で聞いておりますが、私どもは特定保健指導を実施しておりますので、ペナルティーはありません。ただ、逆にペナルティーではなくて、10%軽減するというインセンティブは、65%に達したところについては実施をするという形で聞いております。全国でも数団体あるようには聞いております。ただ、市レベルではないと聞いております。

それから、今後の受診率向上のアプローチでございますけれども、平成24年度も引き続き国の特別調整交付金が交付される予定でございますので、既に6月に補正予算を出ささせていただきましたけれども、プロポーザル方式で事業者を公募しまして、受診勧奨事業を24年度もやっていきたいと考えております。

受診勧奨の内容につきましては、電話勧奨を主な手段として、全被保険者を対象に受診勧奨の電話をしていきたいと考えております。

それから、加入世帯のうちの軽減世帯がふえているにもかかわらず、介護納付金の上がり幅が緩やかであるというお問い合わせではございますけれども、介護納付金につきましては、年々上がっております。介護納付金につきましては、本年度の2

3年度の概算一人当たり負担額は5万4,191円になっておりまして、22年度は5万2,107円、20年度は4万9,633円ですので、5,000円近く上がっている状況です。摂津市の場合は、20年度から保険料率を凍結させていただいておりますので、ここでかなりの額の赤字が出ているということでございます。国保財政が非常に厳しくなっているため、その辺は今後考えていかなければならないことであると考えております。

○森内一蔵委員長 あと、不正利得の件、お願いします。

堤次長。

○堤保健福祉部次長 不正利得の名称ですけれども、返納金には、先ほど申し上げましたように三種の種類がございまして、先ほどの労災が適用されて返していただく方は、不正ではないと思います。しかし、国保を脱退したにもかかわらず、国保を使われた方については、これは不正利得なのかなと思います。あるいは請求を間違えて不正に請求されて、その分を自主点検で発見して返されるというものの、これも不正利得なのかなと思います。たまたまこの方がイレギュラーで、1,000万円という高額であったということが指摘にあると思うんですけども、このような方は、私も四年間国保課長をやっておりまして初めて見ましたので、通常は不正利得による返納金がほとんどであるということでご理解いただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘委員 最後に申し上げておきたいなと思うんですけども、今の保険料軽減状況の実態というのは、また詳しく分析してみてください。確かに平成22年から23年の介護納付金分の上がり幅というのはそこそこ大きいんですけども、

平成23年度国保の事業実績の報告に載っている19年、20年から23年の間にふえている世帯数で見えていたんですけども、世帯数で見たときには、やはり全体の上がり幅、それから年代別にどういう形になっているのかなということも、またしっかり見ていただきたいと思います。

健診事業についてなんですけれども、この部分で言いましたら、この間やはり高い保険料が払えてないという人もふえている中で、何とか値下げをという要望を何度かさせてもらっていると思うんですが、国保では何とか頑張って医療費の適正化、資格の適正化、収納率の向上、3本柱で累積赤字解消のために頑張ることでのご答弁、いつも返ってくるわけであります。

確かにこの間、摂津市は保険料の値上げはせずに、大阪府内でも保険料の額としては低いほうに位置しているのかなということも、この間報告されているとおりと認識もするんですけども、それでもやっぱり大きい負担が家計には響いているということは、皆さんも認識しているとおりとと思うわけです。

そうした中で、どうしたら下げていけるのかなと、この医療費の負担をということとで考えたときに、やっぱりどんどんふえていく療養給付、医療費の伸びですね、そこを抑えていくというのが健診事業の一つは意味なんだろうと思っております。

後期高齢者医療制度ができたときに、この特定健診というのが始まってということで、その経過については、私も疑問をずっと持っていたわけなんですけれども、ただ、そんな中でも健診事業が拡充しているといいますか、取り組みを大きく前進させているところというのは、やっ

ぱり行く行く医療費で出ていく金額が減っていくようなことにつながるんだろうということは、それは理解もできるところだし、本市としても、そうならなければならないんだろうなと思うわけでありませう。

市民の皆さんがいつまでも健康で長生きできる、極力その高額な医療を負担しなくても済むようにということ、国保年金課でも追求していくことが大事と思うわけでありませう。

今回、健診事業の問題で、今後のところについても受診勧奨については引き続きやっていきますよということをお答えいただきました。また同時に、保健センターでの土曜日健診についても検討していきたいということもおっしゃっています。そこら辺りはすごく大事だなと思うわけで、医療機関との連携、医師会なんかとの連携というのがやられないことには、健診事業の充実というのは図れない。これは、先進市なんかを見たときにもそうだと思いますし、マスコミなんかを見ていましたら、PR事業みたいなことで、いろいろと何か取り組まれているところもあるようですね。そのようなことも、本市なんかでも参考にできる場所があれば取り入れていただけたらなとも思いますし、ここの受診率を、65%に何が何でも引き上げるためとかそういうことではなくて、市民の健康をしっかりと市でサポートしていく、そのためにということで取り組んでいただきたいと思います。この点についても要望としておきたいなと思います。

○森内一蔵委員長 暫時休憩します。

(午後3時 休憩)

(午後3時28分 再開)

○森内一蔵委員長 それでは、再開をいたします。

答弁の修正があります。

堤次長。

○堤保健福祉部次長 先ほど受診勧奨の対象者を全被保険者と申し上げましたが、全未受診者でございます。おわびして訂正させていただきます。

また、27.1%という数値につきましては、現在の速報値でございますので、よろしく願いいたします。

○森内一歳委員長 ほかに質問のある方。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 レセプト点検委託料なんですけれども、決算概要を見ておられますと、大変残額が多いという状況になっておるんですけれども、この状況につきまして一度ご説明をいただければと思っております。

保険料の収納率の向上について、いろいろな工夫をしていただいていると思えますけれども、平成23年度は、コールセンターなんかもされていたんじゃないかなと思えますけれども、その効果ということにつきましても一度お聞かせをいただければなと思えます。

ジェネリックの普及ということで、差額通知等もご案内いただいているわけなんですけれども、そのいわゆる効果ということにつきましてもお聞きをしたいと思っております。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、嶋野委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、レセプトの点検委託料の残額でございますが、レセプトの点検委託料につきましては、複数年契約の単価契約をさせていただいております。平成22年度からの3年契約となっております。件数は増加をしているものの、複数年契約による単価の減がありまして、不用額が

生じておるものでございます。

それから、コールセンターの効果ということでございますが、コールセンターにつきましては、国保につきましては、未納者への架電による納付勧奨だけではなく、資格の適正化や、口座振替で落ちなかった方へのご連絡、あるいは分割誓約の期間の満了に伴う案内等々いろいろな事業をさせていただいております。

私ども、コールセンターをいろんな面で活用させていただいているところでございます。その結果としまして、例えば分割誓約をされておられる方の納付率が上がっている等々の成果がありまして、平成23年度の1年間の効果としましては、約2,500万円の効果が出ております。

それから、ジェネリックについてでございますが、平成22年度から後発医薬品普及促進事業としてさせていただいております。生活習慣病などで毎月高額な医薬品代を支払っていらっしゃる方を抽出いたしまして、ジェネリック医薬品に置きかえた場合の差額を通知することで、医療費の適正化を図るものでございます。

23年度は約1,800人の方に差額の通知をお送りしまして、年間推定額で約450万円の効果を測定しております。22年度と合わせますと、約1,310万円の効果となっております。

また、後発医薬品の普及率は、私どもで、ジェネリック希望カードというものを被保険者証に入れてお送りしております。薬局でこれを出していただいて、ジェネリックをとっていただいたりしております。また、薬剤師会のご協力等もいただいております。この2年間で、ジェネリックを使われている方が、以前では種類では35.3%でしたものが39.9%となりまして4.6%増、数量とし

ましては、20.8%から24.7%となり3.9%の増となっております。保険給付費の18%を薬剤費が占めておりますので、こういったことを勘案しますと、効果額はさらに大きくなるものと見込んでおります。

○森内一歳委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 レセプトの点検なんですけれども、複数年にすることによってこんなにも下がるんだなと。要は半額以下になってますよね、となったときに、そしたらほかの事業におきましても、いろいろなことを委託されているわけで、そこを複数年にしていくと、いろいろな効果が出てくるんじゃないのかなというように思っております。次年度以降、平成25年度以降の話として、例えばこういった業務を複数年契約にしていくと、また効果が出るんじゃないかなということにつきましても、今のところ、平成23年度の決算を受けて、何か検討されておられるところがあるならば、お聞かせをいただきたいなと思っております。

コールセンターのことにつきましてもお話を聞かせいただきました。23年度で約2,500万円の効果があったということで、これも大きな効果なんだなと認識をしたところでございますけれども、この事業をこれからも続けていけるのか、今後の方向性につきましても、お聞きをしたいなと思っております。

ジェネリックですね、後発医薬品の普及につきましても、これも非常に広がりがあるんだなと認識をいたしました。これにつきましても、今後の方向性についてお聞かせいただきたいと思っております。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 複数年契約につきましては、私は、5年前、財政課長をい

たしておりました、財政課で庁内の委託事業を複数年一括契約というのをさせていただいております。それで、例えば庁舎管理ですとかそういった業務が非常に安価にできるということから、私が21年度に国保年金課に配属されましたときに、これはぜひ取り入れようということで、22年度から複数年契約をさせていただいたところでございます。

その結果、例えば入院のレセプトは、21年度は単価65円であったものが22年度は30円になっております。入院外レセプトも6.5円であったものが4.8円ということで、大幅に減額ができたということで、予算については、徐々に下げさせていただいているんですけれども、もともとそういう単価の減があって、不用額が出てきておるということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、国保年金課だけではなくて、生活支援課、障害福祉課も一括契約をさせていただいておりますので、そちらにも波及効果があるものでございます。

それから、コールセンターの効果でございしますが、コールセンターにつきましては、平成22年度、23年度は、ふるさと雇用再生特別交付金を活用して実施させていただいております。今回、非常に効果のあったところから、24年度からは一般財源で納税課とあわせて実施していただくことで、今事業を継続させていただいております。

それから、ジェネリックについてでございますが、ジェネリックにつきましては、今までプロポーザル方式で、富士ゼロックスという会社に委託をしておったんですが、24年度からは国保連合会でできるようになりましたので、そちらのほうがより安価にできるということで、

国保連合会で今後継続してまいりたいと考えております。

なお、平成22年度及び23年度につきましては、国の調整交付金をいただいております。全額ではございませんが、ほとんどが調整交付金で賄っております。24年度以降は国保連合会で安価にできるようになりましたので、そちらに切りかえてやらせていただいている状況でございます。

○森内一蔵委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 少し細かい質問ではあったかもしれませんが、ご丁寧に説明いただきまして、よくわかりました。ありがとうございます。

国保の特徴というものは、国民皆保険制度のかなめであると言いながら、非常に保険を運営していくのに厳しいというか、難しい状況にあるということにつきましては、私も理解しておりますし、制度そのものが、果たしてこれで良いのかなということにつきましては、実際に運営されている皆様方も、非常に強く感じておられるのではないかなというように思うところでございます。

そういった状況の中で、いろいろと工夫をしていただいております。例えば単年度で見たときに、ことしは黒字だったとか、ことしは赤字が出てしまったとかいうことで、非常に難しい中でしていただいているということにつきましても、改めてこの場をかりて敬意を申し上げたいと思っているんですけれども、しかし、これからこの制度がどうなっていくかはわかりませんが、続いていくといった前提で考えたときに、私はいろんな視点で、今後のあり方ということにつきましても検証していかならんのではないかなと思っていますね。

一つは、いわゆる被保険者の中での納

得ができるのかという視点だと思うんですよ。そういったことを考えたときに、やっぱり収納率といったことは大変重要な視点でありまして、そういう点で申し上げますと、コールセンターの事業につきましても、一般財源を使ってこれからやっていくというお話もいただきましたし、そういったことについて申し上げていくと、やはりそういった努力が見られるのかなと、確認をすることができました。

また、もう一つの視点として、大事なのは今、乗り切る、乗り切れないという話よりも、さらに先へ進んだときに果たしてどうなっているのかな、その姿についてよく考えておかなあかんの違うかなと思っているわけなんです。ということは、いわゆる累積赤字をどうしていくのかという問題に尽きるのかなと思うんですよね。

そういったことを考えたときに、必ず高齢化率は上がっていくという状況の下で、さらに将来を見据えたときには、もっと厳しい状況が考えられるわけですね。そのときに今の私たちが果たしてどういった努力ができたのかと、そこによって、やはり後年度に納得していただけるという人もいるのかなと思うわけなんです。

そういう点で申し上げますと、これからどうやってこの累積赤字の問題を解決していくのかということが、非常に大きな命題になるのかなと思っておるんですけれども、平成23年度の決算を受けて、きょうは副市長がおられますので、この問題について今後どのような視点で臨んでいかれるのか、ぜひ最後にお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○森内一蔵委員長 小野副市長。

○小野副市長 国保の問題は毎年問題に

なっております。それで、副市長として大きく捉まえておるのは、4.5次計画とも言っていますが、一つは建設事業費の公債費の管理を間違ったら大変だということと、それからもう一つは、いわゆる繰出金のあり方なんですね。これは大きな要因になります。繰出金をどう考えるかということが、この国保問題にも大きくかかわってくるんですね。

それで、今のところ妙案はありません。これはどこも、副市長会でも、この国保問題は頭を悩ませているところでしてね。その中で今取り組んでおるのは、ジェネリックであったり健康というキーワードを今、少しやらないと、生きがい対策もやらないと、この高齢社会の中でどんどん膨らんでくるということは間違いないと。団塊世代もいよいよそういう65歳に入ってきたとなりますと、明るい材料がないんですね、基本的には。

市としては、これからの財政運営であるべきものは、一番頭を悩ますと思うのは繰出金、この繰り出しをどういうようにするのかと。これはもうはっきりしておりまして、繰出金をとめれば、保険料率を上げざるを得ないというのは間違いありません。そうしますと、繰出金をもっと繰り出しをせよという声も聞こえてまいります。だから、この問題というのは財政問題と密接にかかわってくる。この繰出金で、いつまで摂津市が持ちこたえられるかと、この1点にかかってくると言っても私はいいと思うんです。

今我々が見ているのは、そういう公債費の管理、建設事業費、人件費、繰出金の中身が大きいと。したがって、できるだけこれからも、人件費の問題は人件費の問題でをやっていかないと、耐えられない時代が来るということは間違いございませんから、今直ちにこれをするとい

うことではございません。今言いました、いただけるところはいただく。ジェネリックの問題、まずはどうやって地域でお年寄りが健康で暮らしていただけるかということ、この長寿の問題は諏訪市の事例にもあったと思いますが、そういうことを考えながらトータルで考えていくとしか今は申し上げられません。

国保料金の値上げの検討を、来年度はもう値上げさせてもらいたいと、財政方は言っています。もう何年も、副市長、これをとめてきたから、これの反発がすぐく来るので考えてほしい、ということを書いてますけれど、ただこの今の状況で、国保料を上げることができるかどうか、北摂副市長会でも、これが一番大きな眼目になっております。みんな頑張っておるといえるのは、これはもう間違いありません。

したがって、この問題は、やっぱりそういうことの財政運営の中で何ができるかということ、ぎりぎりまで私はこの辺のところを持ちこたえなかつたら、ちょっと今の状況では厳しいんだろうなと。これは議会全体の総意であると思いますが、ただ、今まで聞いた中で、二重払いしとるんだという議論も聞かせていただきました。繰出金を本来はほかの財源を回せるものが、社会保険に入っている人たちから見れば、二重払いだという声も聞こえてきておりますが、私は今の状況の中では、まず市民の今の暮らし、健康のためには、市長もそうでございますが、ぎりぎりまでこれは持ちこたえていく、形がどうできるかということに今眼目を置いて、平成25年度予算も組まなければならないだろうと。値上げをするとかそういうときの状況ではまだないなと。何とか内部努力をして、いただくものはいただいて、ジェネリックを使うなりコー

ルセンターを使うなり、いろんな手法を使って徴収率を上げていくということも、特々と言われる、特別調整交付金その他特別事情分などの総合力でいかなければならないと思っております。当面25年度へ向けて担当部の意見を聞きながら、また北摂の状況を見ながら考えていくということが今のところの主眼でございますけれども、画期的な国保問題についてのこの中身もございませんので、悩んでおると。しかし、悩む中で何とか持ちこたえていかなければならないという、今のところ決意を持っておるというところでございます。

○森内一歳委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 最後に副市長がおっしゃったように、悩んでおるけれども耐えていかないかんといいところが全てなのかなと私も思っております。

きょう何点か細かいことということでご指摘させていただきました。ジェネリックのことであつたりとかいろいろなことというのは、直接の効果額というのは大変少ないものだろうと思うんですよ。しかし、できるだけ努力をやったんですかと、できるだけ努力をやった上で、その上で果たしてどうしますか、ということの話になっていくんだろうと思うんですよ。最後、どうしますかというところは、先ほど副市長がおっしゃいましたし、そう選択肢があるわけではありません、限られています。どちらかを選ばんと、これは最後もたんといふことは明らかかな話であつて、そこまでの努力として何ができるのか。

また、仮に一般会計を繰り出すという話になってくると、これは国保の被保険者といったものが全ての市民ではありませんので、そこら辺がやはり公平性という視点もいるわけですよ。となつてく

ると、やはり先ほどから申し上げておりますように、いかなる努力ができたのかといったことにかかってくるのかなと。そのことによって、100%とは言いませんけれども、やはり納得度は上がっていくのかなと思っておりますので、ぜひそういった視点を持ちながら、当面の努力プラス将来について、この制度が続くだろうという前提のもとでありますけれども、そういったことにつきましても、来るべきときにはしっかりとご判断といひますか、英断を下すべきなんだろうなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

○森内一歳委員長 ほかに。

山崎委員。

○山崎雅数委員 私からも幾つか聞かせていただきたいと思ひます。

保険料の話、繰り出しの話が出ましたけれども、滞納処分について伺いたいと思ひます。

平成23年度の国保滞納の処分の内訳、件数、金額、差押えの件数なんかについて特に伺いたいと思ひます。滞納整理部会などが開かれるようになってからふえていると思うんですけども、整理が進む中で、その内容、状況はどうなっているのか、聞きたいと思ひます。悪質と思われるものがふえているのかどうか、金額的にどうか。

また、支払いは、遅れながらも、納付していただいているという方もいらっしゃる。年内完納ができていなくて差押えなどの処分に踏み切るといふことがあるのかどうか、どういう状況かといふのをお聞かせいただきたいと思ひます。

資格証の発行についてもお聞きしたいと思ひます。毎年聞かせていただいておりますけれども、件数、状況、変化をお聞かせいただきたいと思ひます。特に、ずつ

と改善をされてきていました未成年者への発行についてどうか、お聞かせください。

弘委員も言われましたけれども、健診事業について一つ聞かせてください。

健診事業、国保の分でいうと、健康診断そのものが微減という話が出ていました。しかし、国民健康保険特別会計決算書30ページの特定健診委託料で、府の補助金もふえていますし、32ページの保健センター推進委託料、若年者健診委託料についても増加しているんですけども、健診が減っているのにこの辺が増加するというのがちょっとどういうことか、お聞かせいただきたいと思います。

特別会計決算書32ページの諸支出金ですね、償還金が昨年比で大きく減ったこの中身をお聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、山崎委員のご質問にお答えいたします。

まず、滞納処分の件数、金額、内訳でございますが、平成23年度につきましては、差押え件数が98件で、差押えの金額が2,404万5,000円でございます。内訳につきましては、預金が48件、保険が43件、その他が6件となっております。

悪質なものがふえているのかどうか、あるいは処分の状況ということでございますが、私ども、こういった滞納処分をしているいろいろな方を見ておきますと、余り個別の件について詳しく述べるわけには守秘義務がありますのでいきませんけれども、やはり金銭の管理がうまくできないという方が非常に多いということでございます。中には、給料や年金を差押えして、そこから払ってもらったらちゃんと生活するからと言われる方もいらっ

しゃいます。預金を差押えられると困るので、不動産を差押えしてほしいという方もいらっしゃいます。私どもは、今は動産のうち預金、保険その他ということではかやっておらないんですけども、やはりそれぞれの個々の事情というのをいろいろあるんだなということを非常に感じております。

私どもは、滞納金額が50万円以上である、あるいは滞納解消の見込みのある分納誓約を締結しない、あるいは文書や電話による納付勧奨に誠実に応じない、納付相談に対する姿勢に著しく誠意を欠いている、過去複数回欠損処理を行っているという5項目について三つ以上該当される方について、滞納処分をさせていただいています。先日も多重債務の方が見えられていて、多重債務相談にご案内をさせてもらったんですけども、生活再建ということを考えますと、傷が深くなる前に相談をさせていただくのが一番ではないかというのを感じているところでございます。滞納額が大きくなってからではなくて、早いに財産調査をして、どういう状況なのか、私どもが早いにつかんで、その方にあった滞納処分をするべきではないかなと考えております。今、この3年間の総括の作業をしております。来年度に向けては、そういう生活再建ということを考えながらやっていきたいと思っているところでございます。

それから、資格証でございますけれども、子どもの資格証の件でございますが、本市では平成20年10月に保険証を個人単位でカード化させていただいて、義務教育の児童に対する資格証の交付をいち早くやめさせていただいたところでございます。21年3月には義務教育の児童・生徒には資格証を交付しないことになりましたが、それ以前に私どもではそ

ういう形でさせていただいていたところ
でございます。

また、平成22年7月には18歳未満
にまで拡大をされたんですけれども、本
市ではまた接触強化をしまして、21年
10月時点では、18歳未満の子どもの
いる世帯の資格証世帯というのはなくな
ったわけなんです。しかし残念ながら、2
2年度の新規の資格証世帯に1名の18
歳未満の子どもがいらっやって、その
後、資格証世帯自体は22年度末の42
件から、23年度末は27件と減っては
おるんですけれども、資格証世帯の子ど
もの数は逆に現在10人ということでふ
えております。私どもも資格証解消のた
めに接触努力をしているんですけれど
も、現在のところ、そういった状況でござ
います。

それから、特定健診が微減という状況
の中で、府の補助金の増加をしている理
由ということでございますけれども、特
定健診の、国・府の負担金がそれぞれ前
年度に比べて55%、331万5,00
0円の増となっております。

この理由でございますが、特定健診等
の負担金と申しますのは、その年度の特
定健診と特定保健指導に要した費用のう
ち、国の補助単価に応じた補助基本額の
3分の1が交付されるというものなんです
が、平成22年度につきましては、生
活機能評価というものを特定健診と同時
実施をいたしておりました。生活機能評
価分につきましては、22年度は、地域
福祉課の予算だったと思いますけれど
も、この部分には国保特会ではございま
せんので、これは除いて計算をすること
になっておまして、平成22年度補助単
価に比べて23年度の補助単価が、生
活機能評価の廃止により大幅に上昇した
ことによって、国・府の負担金が55%増となっ

たものでございます。

委託料のことでございますけれども、
これも先ほど弘委員のときにも申し上げ
たんですけれども、平成20年度は12
月までということで健診をやっておりま
した。そうしますと、年度内に全ての健
診が終わります。ところが、21年度は
2月まで延ばさせていただきました。そ
うしますと、21年度では1,204件、
762万6,000円ほどが翌年度払い
になってしまいまして、特定健診の受診
率と、その年度に実際に受けた数が全く
合わないということになってしまってお
ります。そのような事情で、例えば23
年度ですと、前年度から繰り越されてこ
られた方が1,086人いらっやって、
翌年度に繰り越した方が939人とい
うことでございます。実際の支払い期間と
受診の期間がずれているということと、
先ほど申し上げました生活機能評価の部
分が委託料を支払う際には、地域福祉課
に請求が行きますので、変わってくる
ということでございます。

それから、償還金の中身でございます
が、償還金の中身につきましては、前年
度が2億4,791万7,957円で、
23年度につきましては、6,421万
9,118円となっております。

内訳としましては、療養給付費等負担
金精算返還金と申しまして、これは国が、
かかった医療費の、平成23年度では3
4%を負担するという制度でございま
すが、この部分につきましては、20年
度の後期高齢者医療制度導入のときに、
各市町村が資金運用で非常に苦しんだ
ということがありまして、22年度から多
目に交付されるようになっております。
多目に交付をいただくんですけれど
も、翌年度になると返すということにな
りまして、この分が毎年出てくるような形

になっております。24年度についても、1月ごろに通知が来ますので、3月に補正を上げさせていただくことになろうかと思いますが、かなりの額の返還が見込まれておるところでございます。

それ以外に、療養給付費交付金精算返還金、これは支払基金から退職者と被保険者の方の分をいただく分でございます。去年は1億4,600万円ほどございましたのが、平成23年度は966万6,939円ということで、ここが大きく減っているところでございます。

それ以外に、出産育児一時金補助金返還金が4万円、国の調整交付金の精算金というのが52万4,000円、高齢者医療制度円滑運営事業補助金返還金というものが9,745円となりまして、合計で6,421万9,118円となっております。

大きく減りました原因につきましては、療養給付費交付金の精算返還金が大きく減ったということでございます。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 償還金のことについても、平成22年度、後期高齢者医療制度のときに苦しんでたくさんもらってた、よくわかりました。それから、これまで一般会計から出ていた生活機能評価分も委託料に動いたというのもわかりました。

滞納処分については、状況をつかんでその人にあった形と答弁いただきました。確かに、いただくものはいただかないといけないというのはあるんですけども、それこそ福祉が生活を壊すということになっては本末転倒やと思しますので、財産調査もされるわけですから、その状況をつかんで慎重に行っていただきたいと思えます。

資格証については、残念ながら若年層、18歳以下の10名ということをお聞き

しました。親の都合というか、ご家庭の状況によって、若い方というか子どもが病気になったときに、医療にかかれないという状況をやっぱり生み出さないために、子どもの資格証の発行要件については、ぜひまた検討を加えていただきたいと思えます。

この間、5年間、保険料の据え置き、それから単年度に黒字運営という形にもなっていますので、大きく評価をしております。

しかし、国の制度改悪で国庫負担がずっと減らされてきて、保険料が高過ぎることなんですよ。これからも、だから国の制度改善、国保に関する要求を突きつけてもらうようにお願いします。

また、先ほども健診事業なんかでも言われてましたけれども、例えば広域化の話があるんですけども、広域化になると、それこそならされてしまって、一生懸命やっているところが負担がふえるという広域化方針などには絶対もう反対をしていただけるようにということでお願いをしておきたいと思えます。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 18歳未満の方には資格証は交付しておらず、短期証をお渡ししておりますので、医療にかかれないということはございませんので、よろしく願いいたします。

○森内一蔵委員長 よろしいですか。

ほかに。

森西委員。

○森西正委員 先ほども賦課徴収事業のペイジーの件でご答弁がありましたけれども、このペイジーにされることによって、賦課徴収事業の中の保険料徴収員報酬というのが、これ残額がかなりと出ている状況になっておるんですけども、これはその関係があるのか、全く関係が

ないのか、また賦課徴収の事業で執行率が60.5%になっていますけれども、印刷製本費並びに通信運搬費も、多額の残額が出ておりまして、その点、関係があるのか、お聞きしたいと思います。

それと、保険給付費が平成22年度に比べまして約1億9,200万円増という形になっておりまして、その中なんですけれども、一人当たりの費用は一般の被保険者で、平成22年度が29万4,691円から平成23年度は30万1,757円と7,066円の増になっています。退職の被保険者等に関しましては、一人当たりの費用というのが、平成22年が35万2,009円から平成23年度が37万5,125円ということで、2万3,116円の増になっています。一人当たりの保険者の負担額ということでは、一般の被保険者は平成22年度は21万4,935円、平成23年度が22万5,222円と5,587円の増になっています。退職の被保険者等の部分に関しましては、平成22年度が24万6,218円、平成23年度が26万2,387円と1万6,169円の増ということになっています。1年間で一人当たりの金額が1万円から2万円ぐらいの増になっておるといって、やはりこの国保会計の歳出の約7割が保険の給付になっておりまして、その部分をいかに抑制するかというのが、これはもう一番の大事な部分だと思うんですけれども、この抑制をどのようにしていくのか、ジェネリックの話もありましたし、予防という話もありましたけれども、やはり医師会とか医療機関に対して抑制をやっぱり図っていかねばならないと思うんですけれども、その点どういう取り組みをされているのか、お聞きをしたいと思います。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 賦課徴収費の不用額が多額に上っているというご質問でございますが、まず平成20年度から後期高齢者医療制度が始まりまして、被保険者数が大幅に減少したことなどによりまして、印刷製本費とか通信運搬費の減につながっております。また、年金特別徴収開始による集金額や件数の減少によりまして、徴収員報酬も減少したところでございます。

これに加えて、平成23年度は年度末をもって集金制度を廃止して、普通徴収員を廃止することにしたことから、普通徴収員1名が22年度末をもって定年で退職をしたんですが、欠員不補充をしまして、加えて、集金を口座振替に切りかえていくということをやっております関係で、徴収員報酬の不用額が多額に上ったところでございます。

普通徴収員廃止後は、特別徴収員につきましては、平成24年度から収納推進員に改めまして、収納率向上の業務に当たってもらっております。

また、印刷製本費等につきましては、一括発注を心がけたことによりまして、単価減等も生じているところでございます。

それから、医療費の抑制の努力ということでございますが、私が平成21年度に国保特会を預かることになったときに、まず一番最初やりましたのが、後期高齢者医療制度への移行を撤回された方の移行勧奨でございます。どういうことをしたかといいますと、65歳以上で一定障害の方は後期に行ってもいいですし、国保に残ってもいいということになったわけなんですけれども、20年度当時はまだ後期がいろんなことで揺れておった時期でございまして、その後9割軽減の制

度とかいろいろな軽減制度ができたということもありまして、そういった制度をお知らせをすることによって、撤回された方を後期にご案内をいたしました。後期につきましては、お一人当たり100万円ぐらいの医療費がかかっておりますので、今確かな記録はないんですけど、20数人の方が移行していただきましたので、2,000万円以上の医療費が国保からは削減されたということでございます。

現在、ジェネリック医薬品の普及促進事業をさせていただいたり、特定健診の受診勧奨をさせていただいたりしておりますが、これ以外にも医療費通知というのを送らせていただいております。こういったことによって、医療費の抑制につながっていると考えております。

それとともに、平成24年度の事業としましては、療養給付費の適正化事業ということで、緊急雇用を活用いたしまして、柔道整復師の施術でありますとか、鍼灸マッサージの施術とかの適正化事業もやっているところでございます。あるいは、医療費の減額査定通知でありますとか、そういったことも今後考えていきたいと思っております。そういったことを通じまして、全体の医療費の伸びを少しでも抑えることができないかと考えております。

○森内一蔵委員長 森西委員。

○森西正委員 賦課徴収事業の件は、よくわかりました。

医療費の抑制に関しまして、担当課ではさまざまなお努力をされているというのは、もうよくわかります。今のこの社会でそれを抑制するということは、なかなか難しいというのもよくわかります。しかしながらこの部分を抑制していかなければ、国保財政が破綻をしていくとい

うことになっていきますので、まずは一人一人の意識を変えていくという部分と、それと医療機関ですね、その部分にやっぱり過剰な医療をさせないということだとかそういうことですね、簡単に高い薬を出さないということをやっぴり進めていかなければならないと思います。

ジェネリック医薬品ということで、その部分というのは一歩進歩したのかなとは思いますが、市としてこれから早期に医療にかかって早く身体を治すというか、早期に発見するという反面、一方で簡単に医療を受けるということがありますよね。早く見つけるという部分と、それで簡単に医療にかかってしまうという部分と、それと高度医療を受けるという部分と、それと片方では過剰医療を受けるということがありますけれども、市の国保といいますか、福祉ということから言いますと、それは今後一人一人はあると思うんですけども、どちらに重点を置いて進まれていくのか、そしてまた進まれる中で、医療機関等にもそうですし、医師会にもやはり協力を得ていかなければならないと思うんですけども、その点はどうお考えなのか、これは部長にお願いいたします。

○森内一蔵委員長 福永部長。

○福永保健福祉部長 過剰な医療をさせないということも、本当に今あちこちで事件等が起こっておりますので、非常に大切な視点ではあると考えております。ただ、市民の方にとって必要な医療をしつかりと受けていただく、特に早期に受けていただくことで、医療費全体が安くて済むようなそういう取り組みを進めていきたいと思っております。

医師会の先生方とも非常に連携を強く取っていると思っておりますが、今後

おきまして、特に今後高齢者がふえることから、医療と介護の連携、そういう取り組みも進めていこうではないかというお声かけもしていただいておりますので、そういうところも課題だと思っておりますし、ますます連携をとりながら、市民の健康づくりというところで努力してまいりたいと思っております。

○森内一歳委員長 森西委員。

○森西正委員 市民の健康づくりですね、この部分に関しましては、摂津市が日本のこういう健康づくりといいますか、先駆けといいますか、手本になるような形を、これは医療機関と協力しながら、ぜひともつくっていただきたいと思っておりますので、これは市民の協力も必要でしょうし、医療機関の協力も必要でしょうし、そしてまた行政の協力も必要だと思っておりますので、ぜひともそういうことを摂津市から、これからの医療、福祉というのをつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○森内一歳委員長 ほかに。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時17分 休憩)

(午後4時18分 再開)

○森内一歳委員長 それでは再開します。

認定第8号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質問のある方。

弘委員。

○弘豊委員 後期高齢者医療特別会計にかかわって二点、私からお伺いしたいと思っております。

一つ目は、決算書158ページにもありますが、普通徴収保険料の滞納繰り越しがことし、平成23年度もまたふえているということでもありますけれども、そ

の中身と状況について、毎年お伺いさせてもらっていますけれども、聞いておきたいと思っております。

もう一点、これ雑入で記されているんですが、備考に後期高齢者医療制度特別対策補助金ということで、1万5,860円挙がっております。これの中身というか使われ方というか、お聞きしておきたいと思っております。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 弘委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、滞納の中身ということなんですけれども、後期高齢者医療保険の滞納の中身につきましては1,230件で、人数としては161人ということになっております。

収納率につきましては、若干上がっておるところでございます。平成22年度におきましては、普通徴収の収納率が97.82%でしたのが23年度は98.16%ということで上がっておりまして、特別徴収は100%でございますので、合計で22年度は99.13%となり、99%台が後期高齢者医療保険料の収納率の目標でございますので、どうか目標の収納率には達しているのかなと思っております。

この間、私ども先ほどの収納推進員を活用いたしまして、例えば国保で口座振替をされていた方が手続を何もされなかったもので、後期になった途端に滞納されてしまったという事例が発見されましたので、そういう方に集中的に収納推進員、当時は徴収員ですけれども、徴収員に回っていただきまして、国保で口座振替をされておられても、後期では口座振替の手続になっていませんので、口座振替の手続をお願いしますということで、随分回らせていただいたことがございます。そ

ういったこともありまして、収納率がわずかではございますけれども、上がってきたのかなとは考えております。

ただ、後期については非常に高い収納率ではございますけれども、限度額になっておられるような方で滞納されておられる方も、ちらほらと出てきておるところでございますので、払えるにもかかわらず払っておられない方につきましては、国保と同様、滞納処分等をさせていただいて、きちんとお支払いいただくようにしていきたいと考えております。

次に、高齢者医療制度特別対策補助金でございますが、普通徴収の方で、4月から特別徴収になる可能性がある方につきまして、口座振替で普通徴収で納めることもできますよという制度がございます。そういったことを周知するために、通知文章をお送りをしております。それに対する補助金として244通送りまして、それに対する郵便料65円を掛けまして1万5,860円を後期高齢者医療制度特別対策補助金としていただいたところでございます。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 最初の滞納繰り越しのこと、保険料徴収の未納、収納率の問題ですね。こうしたことについては、確かに収納率そのものが上がっているのは、私も事務報告書等々、資料も見て承知しているところなんですけれども、ただ、やっぱり前回も聞かせていただいたように気になるのは、件数としてはふえているということと、後期高齢者医療ですから、年齢が75歳を超えていてという方たちで、そういった方たちの状況把握がやっぱりきちんとできているかどうかということだと思っております。

さっき、中には限度額で保険料の算定をしているから、一定支払い能力がある

んじゃないかという方が払っていただけてないということもおっしゃられましたけれども、最初に数字で1,230件、161人ということでおっしゃられていますから、少なくともこの全数ですね、全員についての状況把握というのをやられないといけないんじゃないかなと思っております。

前回聞いたときに、中には長期で入院もされていて、なかなか連絡がとれずに、それで未納になってしまっていたというケースでありますとか、ひとり暮らしの高齢者の方では、やっぱり訪問してしっかりと会って状況をつかまないと、危険なケースなんかもあるんじゃないかとも思っております。

そういった意味では、これまで一般会計の議論の中でもありました、安否確認マニュアル等々の取り組みなんかとあわせて、この後期医療の実態把握ということがやられているのか、またやられていくのかどうかということをお聞きしておきたいと思っております。

それと、もう一つの後期高齢者医療制度特別対策補助金、この年度は1万5,860円でした。ちょっとこの中身が何かなということで調べるのもありまして、前年や前々年を調べてみたんですけれども、平成22年度はこの補助金の記載がありませんでした。その前の21年度は9万1,670円、20年度は14万5,343円ということで、毎年わずかな額ではありますけれども、こういったことで、この補助金の要綱といいますか、そういうものに照らしてどうなのかということ、22年度には計上されておりましたので、そのことをちょっとご確認いただけたらと思います。ご答弁よろしく願いいたします。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 滞納対策として安否確認ということでございますけれども、私自身が安否確認のマニュアルづくりにも深くかかわっておりましたので、実際に国保年金課でも後期の方が、10月に連絡がとれないという事態がありまして、先ほど一般会計の答弁もございましたけれども、国保年金課が通報して安否確認に同行をさせていただいております。状況としては、電話線を抜かれておられたため、携帯の電話番号をお聞きして帰ってきたということでございます。ですから、私どもも保健福祉部の中で、こういう対策は一生懸命やっておるところでございます。

それから、後期高齢者医療制度特別対策補助金でございますけれども、これは、こういうことをやるのでという申請が必要でございます、収納対策として、こういう事業をやりたいということで申し出をしまして、いただくという形になっております。それが先方で認められれば、いただけるという形です。毎年同じものをして同じようにいただけるというわけではなくて、その時々で変わってくるものでございます。よろしく願いいたします。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 後期高齢者医療制度は平成20年から始まって、この間経過しているんですけども、保険者そのものは広域連合ということで、本市ではない中で、健診事業等々は保険者ということでなったりするので、そのアプローチなんかも、やはり市独自ではなかなかし切れない部分もあったりすると認識しています。

その中で収納の業務、また通知やお知らせ等々ということでの窓口での仕事かとも思いますけれども、やっぱり今おっしゃったように、実態をしっかりとつか

んでおくということは本当に大事だと思いますし、国の制度の関係で分けられてしまっているでは済まない部分もあるかと思っていますので、きちんと実態をつかんで、一人一人の市民の健康にも責任を持つ、市として責任を持つということもきちんと視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

後期高齢者医療制度特別対策補助金の関係では、必要な事務なり事業なりしていくのに、こういうものが使えるということで申請をして交付がされるということですから、それぞれ20年、21年やられてきたこともあるんだろうと思いますけれども、引き続き有効に活用していただけるようにと要望しておきたいと思います。

○森内一蔵委員長 ほかに。

山崎委員。

○山崎雅数委員 後期高齢者医療特別会計についてお聞かせいただきたいと思っております。

この後期高齢者医療は、先ほども今、弘委員が言いましたように広域連合が主体ですから、広域連合の決算がどうかということをぜひ見なければならぬと思っております。ホームページとらせてもらいましたけれども、紹介しますと、大阪府の広域連合、決算見ましたら、約8,500億円の規模で、不用額63億8,000万円なんですね。保険料にかかわる市町村の支出金が1,490億円で、若年層の支払いにかかわる基金からの繰り入れが3,545億円、保険料は徴収はほとんど給料も含めて天引きが多いので、収納率は99.9%というのが後期高齢者医療の連合の決算報告なんですけれども、不用額が大きく生じた要因として、パンフレットとか後発医薬品契約の入札差金とか、それから保険料給付で被

保険者を多く見積もっておったと。健診の受診者の見込みが思ったよりも健診受診者が少なかったということも挙げておるんですけども、75歳以上の健診については義務はないとしながら、健診の少なかったというのは批判されるべきだと思いますし、それから給付費を多く見積もっていたというのは、保険料に盛り込まれていたということになるのではないかと。

保険料が引き上げられてきたことに対して、やはり市町村支出金の減額を求める、保険料の引き下げをお願いするということも、広域連合に働きかけるべきではないかなと思うんですけども、広域連合に対しての働きかけについてお聞かせいただきたいと思います。

先ほども、この実態が徴収業務だけになってしまって、なかなかつかみにくいのではないかとということなんですけれども、事務報告書に後期高齢者医療の受け付け件数、療養費の申請で306件あるということなので、窓口に来られるのは当然こちらに来られるわけで、医者に行けないとかね、相談とか苦情の状況なんかも、もしわかるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

最後に、この後期高齢者医療の本市の会計でも、実質収支でいうとプラス2,981万円となるんですけども、これをどうされるか、どう処理されていくのかと、繰り越しはないということなんですけれども、お聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 保険料率の低下の働きかけということでございます。

広域連合の議会で最終的には議決をいただくわけなんですけれども、私どもはそれ以前に幹事会あるいは関係市町村会議が

ございまして、参加をさせていただいております。平成24年度に料率の改正がありました。23年度から24年度の料率をどうしようかということで種々論議をされてきて、そういった市町村会議にも出させていただいております。今、予算の資料を持っていないんですけども、当初10数%台であったものが、最終的に今の料率まで、四度にわたっていろんなことを活用する中で引き下げられたと聞いております。

そういったことと、決算の説明も聞きに行ってみましたが、広域連合としても、入札差金であるとかそういったものをできる限り出させていただいて、少しでも市町村の負担、あるいは被保険者の負担を減らす努力をしていただいていると認識をいたしております。私どもも、被保険者にとって料率が低くなるように広域連合を通じて働きかけてまいりたいと考えております。

それから、苦情の状況ということでございますけれども、先日、私が係長と一緒に行かせていただいたような事案がありまして、1割が3割になったということで苦情をいただきましたので、そちらにお伺いをして、こういう事情でということでご説明をさせていただいたことがございます。一定額以上の方は、75歳以上でも1割にはならず3割になりますので、以前1割だったのが3割になりますと、何でやということでお叱りを受けるような事例がございます。

あるいは先ほども申しましたように、国保から後期に変わられた方で、これまで口座振替できちんと納付をされていたにもかかわらず、後期で督促状が出てしまうことがあります。なぜかといいますと、後期でも口座振替の手続をしていただかないと、勝手に引かせていただくわ

けにいきません。後期の通知をお送りするときに、そういった用紙も送らせてはいただいておりますけれども、どうしても後先になってしまいますので、そういった方につきましては、今までちゃんと払ってきたのにということで、お叱りを受けるようなケースがございましたので、私どもも改善をいたしまして、切りかわる方については、事前に口座振替のご案内をさせていただくという努力をしているところでございます。

それから、繰越金の話でございますけれども、この件に関しましては、後期高齢者医療特別会計においては、本来剰余金というのは発生しないしくみなんです。市町村が普通徴収分として毎月収納しております後期高齢者の医療保険料収入は、翌月の10日頃に納付をしております。4月、5月に徴収をさせていただいた保険料につきましては、広域の出納閉鎖に間に合わないということで、翌年度の納付金としているところでございます。そうしますと、四、五月分は収入としてはあるんですけれども、支払いは翌年度ということになりまして、その分が繰越金として残ってくるということでございます。ですから、これは決して剰余金として残っているわけではなくて、次年度の4月分、5月分としてお支払いをさせていただくこととなります。

この繰越金の扱いにつきましては、20年度の制度の始まりのときに通知がありまして、このようなやり方とさせていただいている市町村が大半でございます。中には、補正計上をしてされているところもあるとは聞いておりますが、例えば今回24年度の収入として繰越金を計上してしまいますと、その分は今年度執行しませんので、丸々残ってくるということになります。これもいかななものかな

ということで、大半の市町村がこういう形でやらせていただいているところでございます。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 連合議会の議会は議会で、やる前に当然、市町村と調整も一生懸命されるわけだと思いますので、やっぱり摂津市民、後期高齢者であってもしっかり守っていくという立場で意見交換もして、保険料も抑えてもらえるように。63億円が多いか少ないかといったら、大阪府下全体でいうと、割合でいうと少ないのかもしれないんですけれども、不用額が出ないような運営を連合にも求めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○森内一蔵委員長 ほかに。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 この後期高齢者医療制度につきましては、市の仕事というのはただ一点であろうかなと、要は保険料の収納ということに尽きるのかなというように思っております。

これで決算書を拝見しておりますと、残念ながら不納欠損が出ておると。124万2,370円となっております。これは不納欠損にせざるを得なかった相当の理由があるんだろうなというように思いますけれども、その点につきまして、単純な質問ではございますけれども、お答えいただきたいと思います。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 保険料の不納欠損のことでございますが、保険料を不納欠損処理にします際には、居所不明、あるいは生活保護開始、あるいは本人死亡、徴収不能という四つのケースがございます。後期高齢者医療につきましては、本人が亡くなられて、もう相続される方がいらっしゃらないようなケースが非常に

多うございます。あるいは居所不明というのもございます。それと、徴収不能ということで、もう払えないということで、不能欠損処理をさせていただくというものでございます。

先ほどの国保の場合は資格証という制度がございますけれども、後期高齢者医療制度の場合は、もう資格証は出さないということになっております。医療は安心して受けていただけたということになっておりますので、生活が苦しくて納められないという方に関しましては、納付の交渉はさせていただきますけれども、そのところは国保とはちょっと扱い方が変わらざるを得ないのかなと考えているところでございます。

○森内一歳委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 後期高齢者医療ということでございますので、いろいろな事情で不納欠損になるということにつきましては、私も理解をしているつもりでございます。ただ、この医療制度が始まって、20年度から始まったわけでございますよね、この23年度の段階で、これだけの不納欠損が出ているわけでありまして、これから時がたつにつれてどうなっていくのかなと考えていくと、やはりなかなか徴収できないということが、ふえてくるのではないかなというケースも想定されるわけで、そうなったときに、重々皆さん心がけていただいていると思えますけれども、安易に不納欠損に逃げないということだけはぜひお願いをしておきたいなということを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

○森内一歳委員長 ほかにないですか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時44分 休憩)

(午後4時47分 再開)

○森内一歳委員長 それでは再開をいたします。

認定第7号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 介護保険特別会計ですけれども、一般会計の決算書の末尾に介護保険給付費準備基金があります。特別会計決算書138ページ、介護保険給付費準備基金積立金について伺いたいと思います。

平成23年度が6,214万円、22年度は4,075万円でした。介護は計算のときはいつも3年分の保険料の計算ということで計画をしていると言われるんですけども、22年度から23年度の給付の増額は6.4%ですけども、この積み立てができてきているというのが保険料が多かった、取り過ぎたのではないかと。昨年よりふえるというのは、どうということなのか。65歳以上の高齢者、被保険者も増加はしているんでしょうけれども、四年前にこういった状態、読み違えたということになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

大阪府の広域連合でも、この準備金、積立金、積み上がっていると思えますけれども、幾らになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、介護認定事業について伺います。

認定は申請から30日が原則ですけども、状況はいかがでしょうか。

件数の多いときは、これまでずっと予算委員会なんかでも、認定会議を月2回行っていますというのを聞いておりましたけれども、最近はどうなっておりますでしょうか。

一般会計で限度額を超えた日常生活支

援、介護保険の限度額を超えた日常生活支援やショートステイの事業について伺っておりますけれども、限度額を超えてもなお支援が必要な方々がおられるというのをどう見ておられるのか。認定が厳しいということにはならないのかと、状況を聞きたいと思えます。

認知症対策について伺います。

介護保険適用されているんですけども、身体機能が衰えていない、認知症の症状というのは非常に判定が難しいと思うんですけども、支援がどれくらい必要かということなんですが、認知症はこれからもふえてくるということなんですけれども、認定の過程、認定の程度区分で支援量を決められますから、介護のための支援が不足するという事態が認知症の方については起きないか。

高齢化がいろいろ叫ばれているわけなんですけど、市として高齢介護課として認知症対策、もっと具体的に検討すべきだと思うんですけども、研究などについてお聞かせいただきたいと思えます。

委託事業についてお聞かせいただきたいと思えます。

特別会計決算書の134ページ、二次予防事業費、通所型介護予防委託料200万円。昨年は、実態把握の事業で1,293万円組んでおられましたけれども、今回どういう内容か。そして、同じく136ページの介護予防普及啓発委託料60万円。昨年は135万円です。この違い。それから包括支援センター業務の委託料ですね。平成22年は1,000万円ちょうど、これも丸い数字だったんですけども、今回は509万円、この違い、状況をお聞かせいただきたいと思えます。

○森内一歳委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 それでは、ご答弁

申し上げます。

まず、積立金、準備金の積立金でございますけれども、平成22年度末が7,200万円、23年度が8,200万円ということで計上しております。こちら、毎年繰越金が出まして、それから国、府、支払基金に精算をしまして、その残った分がこの準備金に積み立てておりますので、いわばこれが黒字という位置づけになるのかなと思えます。

平成23年度につきましては、22年度の前年度の剰余金の繰越分ですね、こちらが5,100万円と、あと支払基金から追加交付がございましたので、その分で500万円ということで、最終8,200万円ほどの積立金が出ております。

こちら今までとそう大きな違いというのはないと思っておりますけれども、保険料のほう、高齢者の自然増というところと、あと給付費が、思ったよりも給付のサービスを受けられる方がサービスの量、金額が少なかったというところで、この金額が出ておると認識をしております。

あと認定調査ですね、30日というところで、今現在も週2日、認定審査を行っております。こちらは、平成22年度の辺りで、かなり認定審査の数が多くなった時期もあるんですけども、一定少し落ちついてきているところもありまして、今のところ週2回、それ以上ふやして認定審査をしているという状況ではありません。大体1回の認定審査に30件ぐらいで対応を今現在しておるところでございます。

○森内一歳委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 1点目の限度額を超えたショートステイ等の利用については、認定が厳しいからということではなく、介護保険制度の中で、ショートス

テイを30日を超えて利用が必要という方もいらっしゃる中で、31日目に当たる日を介護保険で請求できないというルールがあることや、あるいは限度額内でケアプランを作成されていた場合であっても、家族等介護者の方の緊急的な入院等によって、やはり限度額を超えてサービスが要するという状況もございまして、その対応をするための制度です。

恒常的に介護の支給限度額が足りないということではなく、臨時的なものである場合がございます。

それと認知症対策についてです。

身体機能が割と元気である場合、認知症の症状等で介護の必要度が、より多くなっている方がいらっしゃるのではないかとすることは十分考えられますが、そのような方についての介護の必要度についても、介護保険制度が始まりました平成12年当初のソフトでは、厳しい介護度で、実際の介護の必要量と整合性がとれていないのではないかとということで、調査等を踏まえながら、ソフトも大分改良され、介護度へ反映されてきております。

摂津市における具体的な認知症対策につきましては、平成22年度に実施しました、ひとり暮らし高齢者及び認知症の高齢者の方、介護者の方へのお話の聞き取り等の中で、いろいろ見えてきたこと等もございまして、認知症プロジェクトチームを市役所の中、あるいは介護者家族の会の方、介護保険の事業所、いろいろなメンバーでプロジェクトチームを立ち上げ、対策について議論をされたり、ボランティア講座を開催し、市内の二つのグループホームへの支援等、必要なサービスについて対応を図っているところでございます。

委託料についてのご質問です。

通所型介護予防事業の委託料の200万円は、ふれあいの里と保健センターの2か所への事業委託料です。会場は、できるだけ市民の方の身近なところということで、以前は保健センターやふれあいの里という中核的な拠点での実施でしたが、教室に参加された後も、地域で継続して、教室で習ったことを実践していただけるようにということで、平成23年度は、市内の第16集会所や第47集会所、あるいは庄屋公園管理棟といったような地域で教室を開催しております。5地区において実施したその委託料が200万円となっております。

もう一点の介護予防普及啓発委託料の60万円ですが、こちらは、街かどデイハウスで介護予防教室を実施していただいたことに対する委託料です。

街かどデイハウスは、介護認定を受けておられない方で、予防的な講座が必要な方です。その方に対する教室ですが、昨年度は口腔ケアや、栄養、認知症など、テーマごとに開催をしていましたが、高齢の方ということで、あわせて標準プログラムとして今年度は講座をしていただきましたので、昨年度よりも少し回数が少なくなり、60万円で委託をさせていただきました。

それともう一点、包括支援センターの業務委託料は、今年度は509万円で、主任ケアマネージャー業務を委託しております。平成23年度は一人の委託ということになりましたので、昨年よりも低い金額となっております。

○森内一蔵委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 府の基金でございますけれども、財政安定化基金交付金のことだと思っておりますけれども、基金の残高が193億円ございます。この基金は、通常でしたら介護保険の財政が赤字になっ

た場合とか、その場合に貸し付け、交付を行うための基金でございませけれども、非常に積み上がっているということで、今回法令の改正がありまして、一定部分を返還するというので、国・府・市で、もともと3分の1、3分の1、3分の1ということで積み立てをしておりますので、その分に対しまして、今回摂津市には2,464万円の入がございませ。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 今回、法令の改正があつて2,464万円返つてきたということで、この間の積み立ても含めて、この春、介護保険料のまた3年間トータルで、これも保険料軽減というか、全部会計使うという感覚で計算をしてくれているという話は予算のときにも話したんですけども、この間、被保険者の増加とか療養費が思ったほど使われなかつたとかいう読み違いは、結構あるような気がしませ。

そういう意味では、改定は行われませけれども、保険料に対してはぎりぎりまで会計しっかり見ていただいて、保険料を抑える検討をぜひお願いしたいと思ふんです。大きく赤字で行けば、やっぱり保険料の取り過ぎではないかという批判は免れないと思つておりますので、ぜひ今回のことも見てお願いをしていきたいと思ふんです。そういう意味では、減免制度の拡充なんかもお願いしたいと思ふんです。

介護保険制度の中で、ショートステイといいながら1か月おられる方もいるという話を聞きましたけれども、そういう人って施設入所とかそういう措置が、介護保険なんかでもないのかなと思つたりするんですけども、その辺、このサービスの機能のあり方について教えていただけないですか。

認知症対策もこの間、実態調査もして

プロジェクトチームも組んでということで、早急に具体的な手だてをつくつていただきたいと思ふんですが、委託事業については、二人から一人に減つたということとはよくわかりませ。しかし、介護保険制度が医療とともに高齢者福祉の最前線になりますので、思ったより介護が受けられないという状態をつくらないように、そういう意味では頑張つていただきたいと思つております。

○森内一歳委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 確かに特別養護老人ホームの入所につきませは、待機の方がいらっしやる現状もあります。ただ、今回、第5期のかがやきプランの計画の中で、地域密着型の特別養護老人ホームの整備について、対応を進めていく予定でございませ。

○森内一歳委員長 よろしいですか。

ほかに。

弘委員。

○弘豊委員 介護保険特別会計にかかわつて、2点お伺いしておきたいと思ふんです。

保険給付のそれぞれの状況ですね、それぞれ伸びがあるわけで、施設のサービスもそうですし、在宅サービスでもそうですし、地域密着型もそれぞれありますけれども、そうした状況で、先ほどの石原課長の答弁では、想定よりも利用が少なかつたということもおっしゃつていませけれども、想定量と、それと実際はどんどんと制度の利用ですね、給付が伸びていつているわけですから、そうした状況の特徴というか、そんなことがわかれば教えていただきたいなと思ふんです。

介護保険保険料の収納率の状況についてです。この点については、毎年気になるところであります。滞納の状況でありますとか、またそうした方たちの実態把握ですね、その点についてお聞きして

きたいと思います。

○森内一歳委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 保険給付の特徴でございますけれども、計画よりも大体今回の実施でいきますと2%ほど率が落ちております。平成22年度から小規模多機能とか新しい整備もしまして、そういうところには、やはり多くの利用者が出ておりますので、計画を立てるときにいろいろなニーズ調査をしまして、それに基づいた計画を立てておりますので、そういうところに本当に必要な施設なりサービスのところを中心にサービスの利用があるのかなと考えております。

若干気になりますのが、予防給付のところの金額が落ちておりますので、やはりそちらを今後どういう形でといいますか、予防給付の大切さというの、こちらは重々認識しておりますので、そちらをしっかりと取り組んでいきたいと。第5期せつつ高齢者かがやきプランの計画でも重点施策の中にもうたっておりますので、もう5期始まっておりますけれども、24年度、25年度、26年度で形をつくっていききたいと考えております。

あと、収納ですけれども、保険収入に関しましては、前年度比で2.6%の増にはなっております。こちらのほうで、不納欠損が1,200万円ほど出ております。

こちらのほうの分析でいきますと、一番その中で不納欠損の額で多いのが、生活が苦しいと言われる方が、全体で365件あるんですけれども、そのうちの288件が生活何らかが苦しいということでの不納欠損になっております。そのほかにつきましては、お亡くなりになられたり、あとは所在不明ということで内容での不納欠損が出ております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 介護保険給付の伸びの状況についてです。計画よりも少ないというわけなんですけれども、当初の計画を立てる段階で、かがやきプランがあるわけですが、今回も第5期のプランが昨年つくられました。それをつくる際に、昨年行われた第5期せつつ高齢者かがやきプラン策定に係るアンケート調査、これは高齢者の日常圏域に係るニーズ調査ということも同時に取り組まれていて、私自身、この第5期計画をつくる際に保険料の算定云々のかかわりで、もっと早くこれが見られないのかということと言ったことがあったんですけれども、できたのが年度末の3月でということで、保険料算定の前にはこれを見られなかったんですけれども、やっぱり見る中で気になることがやっぱり幾つかあるんです。

何点か聞かせていただきたいんですけども、一つはこのアンケート調査ですね、3,000名の方にアンケートを依頼して、返ってきている回答がそれぞれ1,497件や、2,003件、返ってきていると思うんですけども、アンケートで送ったけれども、記入できる方、できない方がいてたんじゃないかなと思うんです。項目も多岐にわたってますし、全ての項目に答えることができない方、例えばひとり暮らしの方であるとか、本人が認知症になられている方とか、そういう方とかを含めて、このニーズ調査という点で、かがやきプランの基礎資料にしていく、こういうものだという認識してるんですけれども、その辺りで取り組み方がどうなのかなという点についてお聞かせいただきたいと思います。

それぞれのサービス利用にかかわってのニーズですね。先ほど若干気になるところで、予防給付の点で落ちているのかなということでおっしゃってましたけれ

ども、実際の介護サービスにかかわる部分の在宅介護、ホームヘルパーやショートステイやそういった面でありますとか、また施設介護の点でありますとか、そういったところでのニーズですね、特徴といますか、現状とそれに対する評価ですね、その点について聞いておきたいと思えます。

保険料収納率の問題であります。収納率自身は上がっているということでお答えになったと思うんですけども、この介護保険料というのは、先ほどの国民健康保険や後期高齢者医療保険とは異なる部分が、特別徴収で年金からの天引きというのは基本的に、一定年金ある方というのは皆さんそこから取られると認識しております。普通徴収になっている方というのは、年金から引けないそういう方たちが普通徴収になって、その方たちの中から滞納が生じてくるということだと感じているわけです。だからこそ、今言われたみたいに不納欠損になるのは、生活が苦しい、また、中には死亡されている方となるわけで、そういった意味で、この介護保険に対する滞納処分でありますとか、また一定期間以上滞納が続きましたらサービスに制限がかかる、ペナルティーでありますね、こういった面があるわけなんですけれども、実際どの程度の方たちが滞納処分を受けられているか、若しくはペナルティーの3割自己負担でありますとか、一旦全額支払いということになっておられるのか、この辺りについてお聞かせいただきたいと思えます。

○森内一歳委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 まず、介護サービスの中で通所また訪問介護等でございますけれども、個別にいきますと、居宅介護サービス給付費というのは平成23年度、計画よりも若干伸びておるところで

ございます。また、通所介護につきましても、19.6%と計画よりも伸びているところがございます。やはり日ごろからケアマネージャーとかといろいろと調整をした中で、その人にとって最適なサービスということで、できるだけ今の状態の維持、または元気になれるようにというところでの結果だと思っておりますので、今後もこの部分については見ていきたいと思っております。

あと、徴収の件ですけれども、給付制限につきましては、今現在9件の方がおられます。

○森内一歳委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 このような計画策定の際に実施するアンケートにつきましては、回答をできるだけ多くいただくということと、広くご意見いただくということで、例えば郵送するときには、ケアマネージャーの方々や、あるいはひとり暮らしの高齢者の見守りをしていただいているライフサポーター等にも、発送の時期を周知し、訪問された折にアンケートが届いていれば、できるだけ一緒にお話を聞きながら記入をしていただき、返送いただくよう協力をいただいている現状にあります。

それと、先ほどのペナルティーの件ですが、実際にサービスが必要だがペナルティーがあるという場合には、サービスが必要という状況にあるわけですので、その方々にどのような形で、生活をよりしやすくしていただくかということについては、地域包括支援センターで相談に乗りながら、対応させていただいている現状にあります。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 介護保険の話をするとき、いつもつらい気持ちになるんですけども、現状大変苦しい生活をされている方、

本当に必要な方が受けられる制度、サービスになっているのかということが、ここだけの問題ではなしに、この制度全般にかかわって存在していると認識しています。

そういった中でも、やっぱり頑張っ取り組んでいただきたいということで、意見も申しあげているんですけども、そんな中で、新しい介護保険の第5期のかがやきプランというのができ上がっております。

私もずっと見てたんですけども、このサービスの点で見ていただけたらと思うんですけども、介護療養型医療施設が施設系のサービスの中であるわけです。この計画値が平成21年度、22年度、23年度、これまでの実績なんかも載ってますけれども、144、144、144という計画値の中で、実績が21年度で118、22年度で151、23年度はここには記載されていないんですけども、もしわかればまた教えていただきたいんですが、24年度108、25年度84、26年度48、これは利用される人数の今後の目標値ですね、どんどん下がっていくわけでありまして。

国の持っている介護保険の今後の方針との関係で、そうなっているのかなと思うわけなんですけれども、ただニーズとして見たときには決してそんなことないと考えておりますし、施設系サービスのところでは、先ほども言われました特別養護老人ホームでありますとか介護老人保健施設の点では、今後の計画目標値でいきましたら、今よりもふやしていくという計画にはなっておりますが、この計画を見る中で、介護療養からの転換分というところにはゼロ、ゼロ、ゼロと書かれております。

現在、施設サービスを受けておられる

方、必要とされておられる方が、今後受けられる状況にここではないんじゃないかということが酌み取れるんですけども、その点どうかということをお聞きしておきたいと思います。

それともう一つ、在宅サービスにかかわるんですけども、定期巡回・随時対応型訪問介護看護ですか、そうした形の部分が確かこの目標にあったと思うんですけども、実際、今後の平成24年度以降で事業所としてやられるところが出てくる見通しですね、そうしたものが本当に持っているのかどうか。24年度には72、25年度には100、26年度は120と利用人数の目標数値というのがここには盛り込まれていて、この点についてもやはり気になる部分と、ニーズの中にこれが盛り込まれていたのかどうかという点についてはやはり気になります。

小規模多機能型のそういう地域密着型のサービスについても、安威川以南圏域ではできましたけれども、安威川以北でもつくるんだということで計画にはあったけれども、なかなかできていないという点もありますし、そうしたことも含めて事業計画としては持つておかないといけないと思うんですけども、その点と、今回つくられたこの計画が第5期の保険料にかかわっているわけですから、そうした点について、ここで聞いておきたいと思います。

収納率の問題、保険料収納のことで、給付の制限がかかっている方が9件いらっしゃるということで今お答えがありました。

この方たちというのは、保険料の納付が苦しくて、実際利用を受けられるときには、その利用料が払えているのかどうかですよね。実際、本当に保険料も払え

ない、利用料も払えないということになっている方が、地域包括支援センターに相談に来られているということでもありますから、そうしたことについては本当に制度の矛盾をここで感じるところであります。こうした件に対しての対応について、この場でお聞かせ願えるようでしたら、お願いしたいと思います。

○森内一蔵委員長 答弁を求めます。

石原課長。

○石原高齢介護課長 介護療養型医療施設の計画値で減っておるということです。

これは、先ほど申されたように、国のほうが、このような施設については縮小傾向にあるというところで、全体的に施設から在宅でというのが全体の方向となっております。本市もそれに根差して、地域づくり等を進めていかないといけないと考えているところでありますので、全体に施設から在宅というのが全国的な流れであると考えております。

あと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護なんですけれども、実は平成24年度に募集をしたんですけれども、実際のところ募集がなかったとなっております。募集のときに、説明会のときには5社から6社来られていましたので、また接触をしながら、いろいろとこの3か年で今後進めていきたいと考えております。

小規模多機能型も安威川以南圏域にできておるんですけれども、今後また安威川以北の圏域でというところでもありますけれども、全体でそちらのほう、もし募集がなければ、市内全域でというところでまた検討もしていかないといけないのかなと考えておるところでございます。

それと収納なんですけれども、実際先ほどの9件のうち、給付を受けている方が3件ございます。そちらの方については、今現在、その利用料についてはお支

払いを行っておると聞いております。

○森内一蔵委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 先ほど相談を受けているとお話をさせていただきましたが、具体にお答えできる方は一人ですが、その方については、お金の管理が、認知症の症状によってできないということでしたので、親族の方と連絡をとりながら、後見制度の利用について対応させていただいているところです。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 今お答えいただきました介護、かがやきプランの中の計画で、なかなか実態とは必ずしも合っていないという認識も、担当課の中で持っておられるんじゃないかなと思います。ニーズ調査の中身もそうですし、確かこのニーズ調査、全国一律の項目といいますか、そういう状況なんですね。一定ひな形があって、これに沿って調査をして、それをもとにこのプランをつくってという、そのような形で進められていったのかなと思うんですけれども、この介護保険制度が始まって12年、ちょうど法改正のこの時期に差しかかって、本市では、とりわけ機構改革や、いろいろ権限移譲などもあって、担当課も苦勞してつくられてきたということが、わかってはいるんですけれども、実際の計画をこのとおりに進めていくというよりは、本当に当事者の方たちの実態をつかんだ形での日々の業務ですね、実施していただけるようにということをお願いしたいと思っています。

この給付の制限についても、実際の支払い能力の問題、その人その人の生活実態、それをつかんだ形でのサービスということ、包括支援センターでの相談を受けてやっていかれるということもすごく大事ですし、一昨年取り組まれたひとり

暮らし高齢者の実態調査の報告なんかによっぽどリアルにつかめてるといふか、実態がわかると感じたところでもあります。

確かにここから読み取れる、今、介護のサービスを受けておられる方の多くの方が、満足もされておられるということが書かれていますし、また、自由回答のところを見て、ああそうだなと思いました。

保険料が高くなるようなら給付を制限すべきみたいなことを書かれてる方も、サービスを一定我慢するべきとかということが載っていて、こういうふうにやっぱり思わせてしまってるんだなということがこの中でも読み取れて、そうしたことで言ったら、本当に一人一人のお年寄りの方が高齢になって、その中でも頑張っ生きていく、そういうための介護ということのところに、すごく障害をもたらしてきてるのかなと今感じてるところであります。

摂津市の今の介護保険の担当課で取り組まれてる中身については、私も評価もしていますし、包括支援センターも直営でこれまでやってこられて、本当に役割を果たしてくれてると思っております。そういった意味では、引き続き、本当に必要な介護が市民の方たちにきちんと提供される体制づくりということで、取り組みを強めていっていただきたいことと、また国に対して、制度について見直す点、しっかりと要望も上げていくということを強めてやっていただきたいということをお願いして、私からの発言としておきます。よろしくお願ひします。

○森内一蔵委員長 ほか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 最後1点だけ要望とさせていただきます。介護保険制度が始まった。そのときにいろんな要因、理由があって、またいろんな期待される効果

があったと思うんですけども、その中で、利用者が自由に選択ができるということが大変大きなものでなかったのかなと思います。

先ほどから山崎委員も弘委員も質問されておられまして、例えば地域密着型の施設の話とか、あるいは圏域の話もございましたので、これから介護保険利用者の数は恐らくふえていくだろうと、そのことは重々皆さんも予想されておられるでしょうし、また、施設から在宅あるいは地域と言いながらも、施設のニーズというものは絶対あるわけでありまして、また在宅となってくると、事業所のニーズという点もあるわけでありまして、本当に介護保険が始まったときの状況ですよね、なぜ始まったのかということをしつかりと踏まえていきながら、今後計画をしていただきますようによろしくお願ひを申し上げます。

○森内一蔵委員長 ほか。

森西委員。

○森西正委員 第5期のががやきプランも見せていただいて、弘委員も質問をされましたけれども、そのかがやきプランの中で、平成26年度までに、介護保険の施設利用者を要介護4及び5の方を70%以上にするということになっています。平成24年度では57%ですから、それを70%にもっていくということですから、今まで入られてた方が、今度は入られないということになってこようかと思ひます。在宅とか、そちらのサービスを受けていただくということになろうかと思うんですけども、在宅部分、居宅介護サービス、若しくは地域密着という部分でね、人数、枠を広げられてはおりますけれども、今まで施設に入られてたような方がですね、入ることが、サービスを受けることが可能であるのか、あ

ふれてしまうことはないのか、その点だけお聞きしたいと思います。

○森内一歳委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 施設の利用でございますけれども、やはりそれぞれの施設の中に定員というのがございますので、待機とか、若干あふれるところも出てくるかとは思いますが。全体では在宅への動きということがあるんですけれども、できるだけ介護認定の低い方、そういう方については、やはり在宅の方向で、できるだけ元気に自宅の中で住宅改修、手すりをつけたり、そういうことをしながら、街に出ていく、そういう気持ちを高めていくとか、そういう意味も含めて、介護認定の低い方については、より在宅サービスのご利用をとということで今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○森内一歳委員長 森西正委員。

○森西正委員 かつて、厚労省がゴールドプランを作成されて、その計画どおりになかなかならなかったということがございます。今回も施設を要介護4、5の方を70%ということとされておりますけれども、皆さんの各家庭の住宅事情とかいうさまざまな問題がありますのでね、かつてのような厚労省が出されたように、実際になるかどうかというその部分もやはり危惧するところでもあります。その点は市民、実際に介護サービスを使われる方の声を十分に聞いていただいて、また市として、国若しくは府に、実態にそぐわないものであれば、また国に上げていただきたいと思いますので、要望とさせていただきます。よろしく願います。

○森内一歳委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後5時36分 休憩)

(午後5時38分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一歳委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一歳委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一歳委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第7号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一歳委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

次に、認定第8号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一歳委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午後5時39分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 森 内 一 蔵

民生常任委員 弘 豊